

令和5年度

南三陸町議会会議録

6月会議	6月6日	開	会
	6月8日	散	会

南三陸町議会

令和5年6月6日（火曜日）

令和5年度南三陸町議会6月会議会議録

（第1日目）

令和5年6月6日(火曜日)

応招議員(13名)

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員(13名)

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部長	佐藤宏明君
事務部長	
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局長	千葉啓君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博
主事	小野真里

議事日程 第1号

令和5年6月6日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 行政報告
- 第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日から6月会議の開催となります。

コロナ対応も2類から5類に移行して1か月がたとうとしており、経済的にも、また人々の行動もコロナ前の状況に大分近づいてきておるようでありまして、大変よい傾向だと思っております。議場のほうも御覧のようにコロナ前の状態になっております。ただし、マスクの着用については個人の判断に委ねるということですので、よろしく願いいたします。

緊張感のある、活発な議論を御期待申し上げます。よろしく申し上げます。

本会議の前に、4月29日付で新たな代表監査委員が就任し、議会に紹介したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤正文君） 私から御紹介させていただきます。

令和5年4月29日付で、横山孝明代表監査委員が就任しております。

今議会から出席となりますので、御紹介申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 代表監査委員。

○代表監査委員（横山孝明君） このたび、代表監査委員となりました横山です。よろしく願いします。

○議長（星 喜美男君） よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から、6月の会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書並びに月例出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、阿部司君、佐藤正明君、今野雄紀君、伊藤俊君、及川幸子君、以上5名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 総務産業建設常任委員会、当委員会は昨年の12月から、南三陸町第2期総合戦略における移住・定住について調査を行ってきました。調査等の期日、調査事項等は記載のとおりでございます。

次のページの調査概要でございますが、ちょっと長くなりますが、我々委員会が強固な意志で取り組んできた調査概要でございますので、朗読させていただきます。

町内における移住者の活動状況や生活状況の地域との関わりが、地域の活性化につながっているかを調査するため、南三陸ワイナリー及び空き家バンクを利用して猫カフェのオープンを予定している現地を視察しました。地域おこし協力隊を通じ、気概を持ってビジョンやミッションを明確化し活動を続けて、地域で抱える課題に対し積極的に取り組んでいる姿がうかがえました。また、空き家バンクを活用し新たな地域交流の形づくりの実現に向けた活動においては、改めて現状と課題を認識させられました。

当町の地方創生に関わる施策が地域住民の思いに寄り添い、地域活性化につながるものになっているか検討する必要があるため、鹿児島県霧島市及び志布志市において、空き家バンクの利用活用促進等の移住・定住施策について、聞き取り調査及び現地調査を行いました。

霧島市では、貸与型奨学金資金制度を創設し、返還免除に係る若者応援事業を整備し、出身学生の地元定着を促す取組を行い、卒業後に市内居住または就業することを条件に、返還の猶予制度を整えていました。

志布志市では、空き家の利活用を施策に掲げ、10年間で49件の成約実績がありました。地域農業の産地衰退の現状を打破するため、農業公社を設立し、地域農業振興、農村活性化及び農業の経済的社会的地位の向上に取り組み、農作業の受委託、新規就農者研修事業において育成を行っていました。

全国的に進んでいる人口減少に加え、当町では、東日本大震災によって人口が急減した当町における地方創生事業の施策として人口減少や地域の活性化につながる手法は種々多様であり、南三陸町の特徴を生かし、地域住民のための施策として反映させる必要があることから、継続調査とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） それでは、民生教育防災常任委員会からの報告を申し上げます。

5月18日、自然災害に対する防災対策についてということで、北海道勇払郡むかわ町及び厚真町を視察に参りました。

次のページをお開きください。

調査概要、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の被災地を視察し、自然災害に対する防災対策について、また、復旧・復興事業の課題について調査、検討することを目的とし、胆振東部地震の最大被災地、北海道勇払郡むかわ町、厚真町を現地視察した。

震央に近く地震被害の大きかったむかわ町では、被災家屋の解体費用を町の負担としたため、財政調整基金のほとんどを吐き出すような状況に陥った。また、高校寮の仮設での再建をめぐって国との意見調整が難航するなど、復興に当たって制度上の壁が存在したようだった。

緑の山々が茶色のまだらな模様になったニュース映像も記憶に新しい厚真町では、地滑りが多数発生し多くの死者を出した。生活再建ガイドブックの適宜刷新や、トレーラーハウス型仮設住宅など臨機応援に対応していたが、崩落面はあくまで原形復旧という融通の利かなさはここでも感じられた。

引き続き、継続調査とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、議会広報常任委員会です。

資料の4ページ、御覧ください。

令和4年度1月会議、2月会議及び3月会議の内容並びに特別委員会の活動状況等を議会だより第69号にて住民の皆さんに周知するため、議会だよりの作成を行ったところであります。また、議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版を作成し、ホームページに掲載しております。

ちなみに、御覧になった方いらっしゃいますか。ありがとうございます。前任者含めまして、議会事務局担当職員が鋭意アイデアを盛り込んで、町民の皆さんに訴求する効果が大きいものを作成しておりますので、ぜひ、まだ見ていないという方は、この後スマホで御覧ください。

次回の議会だより作成のため、継続調査とするものであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 資料の3ページになります。

令和5年3月、4月、5月と、議会運営委員会を開催し、議会運営について協議、検討したところであります。

その中で、5月11日には、議会基本条例に則した議会運営の在り方の検証等についてということで、視察してきた内容を含めまして、議会運営の在り方、委員から様々な意見を聴取し、検討しているところであります。議会基本条例というのが当町にもありますけれども、それを見直すというところまではいかないまでも、より闊達な意見交換ができるような議会にすべく、さらに継続調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 議会活性化特別委員会では、議会へのタブレット導入へ、年度内の予算化を進めるべく、調査を継続しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員長の報告、説明を許可します。東日本大震災対策特別委員

長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 東日本大震災対策特別委員会では、令和5年3月10日に会議を開催し、令和5年度も引き続き、継続調査をしていくことを決定をいたしております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、東日本大震災対策特別委員会の報告を終わります。

次に、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長の報告、説明を許可します。町補助金不正流用問題に関する調査特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 本委員会でも3月10日に会議を開催し、令和5年度も引き続き調査を行って、何か動きがあり次第、会議を開催することと決定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和5年度南三陸町議会6月会議の開会に当たり、4月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の位置づけについて、御報告を申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、これまで2類感染症に分類されておりました新型コロナウイルス感染症ですが、5月8日から感染症法上、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられました。3年余り、町民の日常生活への制限・制約、医療関係者や高齢者施設、保健所などの機関におかれましては、昼夜を問わず感染症対策など、国主導で一律に日常における感染対策を求められてきましたが、今後は、個人の選択が尊重され、自主的な取組を基本とした対応に変わります。

ワクチン接種など一部で国の支援は続きますが、町民の安全・安心な暮らしを守る行政としたしましては、地域での感染症流行の状況に応じて、情報発信をしっかりと行い、特に高齢者など重症化リスクの高い人たちを守ることを最優先に心がけて対処していく所存であります。

次に、南三陸みらい創生塾「みなゼミ」入塾式について、御報告を申し上げます。

本町まちづくりにおける次世代リーダーの育成を図ることを目的に開講いたしました南三陸みらい創生塾「みなゼミ」につきましては、5月17日に入塾式を執り行いました。この「みなゼミ」には、町内に在住する20代から50代まで、多くの方々から参加申込みをいただき、各年代から計25名の入塾が決定いたしました。

入塾式当日は、塾長であります私から、「みなゼミ創設への思い」と題し、東日本大震災からの経験も織り交ぜ、未来への期待についてお伝えをいたしました。参加いただきました塾生からは、「これまで以上に町について学び、積極的にまちづくりに関わりたい」という意見が挙がるなど、次世代のリーダーを目指す方々の熱意を感じたところであります。

なお、今月からは毎月1回、南三陸さんさん夢大使による講座を予定しております。国内外において幅広く御活躍される夢大使の方々から、その知識や人脈、これまでの経験を基にした貴重な講義がなされるものと期待をしているところであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの町長の口頭による行政報告に対し、特に疑義があればこれを許します。（「はい」の声あり）特に疑義がありますか。（「疑義じゃないんですけども、はい」の声あり）及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

特に疑義ではないんですけども、大変この南三陸みらい創生塾というものは、未来に向けて大きく羽ばたくものだなと、位置づけになるのかと思いますので、ここでせっかくいいことをしても、我々議会がどなたがなっているのかということも知らないでいることになるんです。大変恥ずかしいことながら自分もそうなんですけれども、この方々、こまいことまではいいいんですけども、名簿などを議員に配付できないものなのか。それと、どこか町で会ったときでもお声がけするのにお名前が分かっていると非常に私たちもいいかと思しますので、ぜひそこはお名前を公表していただきたいと思います。

それから、今月から毎月1回、南三陸さんさん夢大使による講座を予定しておりますとあります。この南三陸さんさん夢大使の皆さんも、我々議員たちはどなたがなっているのかわからないので、もしできればその辺も議員に配付、名簿だけでも配付していただくと非常にありがたいと思いますので、ぜひ議長のほうからも申添えお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） いいです。及川議員、後刻、その名簿は提出させるようにしますので、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、何点か述べたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 何点か。まあ、言うのは……

○10番（今野雄紀君） 比較的小金をかけずに、初年度は夢大使の方たちなどをお願いしてこの講座を展開していくという、そういうことをお聞きしたんですけれども、そこで次年度以降はどういった形で展開していくのか。個人的にはどんどんお金をかけて講師を招く必要もあると思いますが。人づくりのためにはやはり予算も必要だと思います。その点、1点。

あともう1点は、リーダーの育成ということで、今回、塾を始めたわけですが、めどとして、塾は完結というか、何年ぐらい続けて、ずっと続けていかれるのか、そのところをお聞きしたいと思います。

あともう1点は、募集要項には多分あったと思うんですけれども、途中での入塾とかスポットでの参加とかというのはできるのか。

その点、3点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野議員、特別な疑義でもないし、内容を確認するだけだったら担当課に行って直接伺うようにしてください。答弁はいいです。

ほかにございますか。（「担当課に先ほど行って確認してきました」の声あり）だったらいいんじゃないですか。（「そこで……」の声あり）あとは一般質問でも質疑してください。これは行政報告です。（「町の皆さんは、そういったことを知り……」の声あり）だから、一般質問でも行ってください。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を終了します。（「まだまだ、議長」の声あり）失礼しました。元に戻ります。

ないようでありますので、以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了します。

これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、阿部司君。質問件名1、熱中症等の対策について、2、企業誘致の取組経過と今後の在り方を伺う、以上2件について、阿部司君の登壇、発言を許します。2番阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長から、登壇して質問をする許可を得ました。今日は、ノーネクタイでマスクをかけてラフな格好で質問させていただきますけれども、誠心誠意、元気よく頑張っていきたいと思います。よろしくお祈りを申し上げます。

さて、本題でございますが、今日の質問件名であります、熱中症の対策についてです。

内容でございますが、近年、地球温暖化の影響で熱中症のリスクが高まっており、国ではこうした実情の下、新たな対策を講じているところであります。

ついては、こうした背景の下、当町の今後の取組など、以下の点についてお伺いします。

4点ほどありますけれども、1点目、熱中症の警戒アラートの周知と対応について。

2点目、令和6年の熱中症特別警戒アラートの対応について。

3点目、退避施設となるクーリングシェルターをどのように指定されるのか。

4点目、今後の取組と対応等について。

これが1点目でございます。

あともう2点目は、次の質問でしたいと思います。まずもって、よろしく対応方、お願い申し上げます。自席で。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の1件目の御質問です。熱中症等の対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目となりますが、本町では、熱中症警戒アラートが運用された令和3年以前から、国や県の情報に基づき、極端に気温や温度が上昇し熱中症にかかる危険が高まることが予測される場合には、熱中症予防に関する情報を発信してまいりました。具体的には、小まめな水分補給や、エアコン、扇風機等の使用による室温の調整、屋外での活動時の注意などを無線放送によりまして情報発信してきたほか、地域における健康教室、健康相談などの場面や広報紙等を通じて具体的な予防行動を周知するなど、特に高齢者への働きかけを意識しながら行ってまいりました。

次に、御質問の2点目と3点目につきましては関連しますので、一括して答弁をさせていただきます。

令和6年度から運用される熱中症特別警戒アラートは、現在、法律上の位置づけのない熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設するもので、これによりまして、他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるようにするものであります。

なお、この情報が発表された場合の措置として、自治体が事前に指定したクーリングシェルターを熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放することとしております。これによりまして、暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するものであります。

現段階では、クーリングシェルターは公民館等の冷房設備を有する施設等などとされておりますが、シェルターの具体的な要件など、また、その他の措置についてまだ示されていない状況にありますことから、今後も国の情報を注視しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、御質問の4点目ではありますが、熱中症予防は命と健康を守る大切な取組でありますことから、町民の皆様一人一人の予防行動につながるように、国の指針に基づいてより新たな情報を適切に発信するとともに、町民の皆様の予防の必要性に対する意識を高め、地域で声をかけ合いながら熱中症の発症を防ぐことができるように普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。熱中症ですね、ここ10年くらい前から騒がれてきたような感じがしますが、地球温暖化は前からずっと言われてきた問題でありまして、平成3年から令和2年までの30年間で温度が、5年間の平均で見るとずっと1.5度上がってきているんですね。右肩上がりに上がってきているのが実情でございます。これでもって、熱中症の患者さん、そして亡くなられた方が日本では1,000人ほどいるらしくて、大変問題化しておる次第でございます。

当町における、熱中症患者と見られる件数などはお分かりでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 南三陸町の管内で熱中症によりまして緊急搬送された人は、令和2年で10人、令和3年で9人、令和4年で9人ということになっております。とりわけ、令和3年、令和4年、9人のうちの6人が65歳以上ということになっております。阿部議員もお気をつ

けいたきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 大変ありがとうございます。大変怖いような病気でございます。

それで、熱中症の警戒アラートといいましても、なかなか複雑でございます、私も正直言って今回一般質問をする上で初めて分かったようなことございまして、熱中症の警戒アラートも、2年前、令和3年で警戒アラートが発生しているんですね。私も正直言って分かりませんでした。こういうふうな基本的なことというのを、やはり一般の町民の方に知らしめていかないとなかなか、熱中症と一言言っても、怖いとは分かりますけれども、浸透しないと思うんですね。

それと、同じ熱中症の中でも、やっぱり症状の軽度のものと重症のものと、3ランク、4ランクあると思うんですけれども、最初は目まいするとか、あるいは立ちくらみするとか、それから足がつってくるとか、あるいは吐き気がする、2段階目ですね、倦怠感が出るとか、最後には倒れ込みとか意識不明とかになるんでしょうけれども、自分のふだんの生活をする上で、分かる範囲で浸透を図っていくことが、いわゆる患者を未然に防いでいくということでもあります。そういうふうな周知方法というのはいかがでしょうか。どう考えられているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろなケースで、熱中症の大変さといいますか、怖さというのは周知方はしてございます。先ほど言いましたように、有線放送等でもその辺の警戒情報等を必要な場合に逐次出しておりますので、そういった際にそれぞれ町民の皆さん方が、熱中症ということですので、警戒ということですので、水分をですね、水分を欲しがってから飲むんじゃなくて、水分欲しいと思う前に飲むということが大変大事だと思います。

実は私、重度の熱中症になったことがありまして、ほとんどもう意識がなくなります。真っすぐ歩けなくて、それからいわゆる心臓の鼓動が速まるということで、周りから見るともう夢遊病者のようになっていっているように見られるんですね。私もそれでそういうふうになりました。体冷やしたほうが良いということで、シャワーで冷たい水をばっと浴びて、浴びるともう5分ぐらいでふっと元に戻っていくんです。

ですから、そういう、すぐに対応するということがいかに重要かということだと思いますので、町民皆さん方にもそういった情報をしっかりと提供していく必要があるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。熱中症というのは本当に怖いんですけども、熱中症の警戒アラート、去年あたりで日本全国で889回ほど鳴らしているというふうな、発生しているというふうなことでございます。かなりの件数が発生しているんだなと私も痛感している次第でございますが、その上の、1ランク上げて、来年から特別警戒アラートを発生するという事なんですけれども、その警戒アラートもランクがあるわけですね。

もちろん国のほうから伝達事項とかこれから来るんでしょうけれども、そういうものを踏まえて、実際来るのはあと10か月ないんですけども、9か月そこそこで来るんですが、ある程度の知識を、いわゆる周知しなくちゃならないと思うんですが、特別警戒情報アラートというのはどういうものなのか、それも含めてこれからの、いわゆる啓蒙活動を行っていかなければならないと思います。

そして、それを含めた、そのアラートが鳴った場合、どういうふうに対処したらいいのか、いわゆるマニュアルですね、今のうちから、実際は来年ですけれども、素案というものを練っていかなくちゃならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 暑さ指数というのがあります。これは、1つは湿度、それから2つ目には日射、輻射熱だのそういう熱ですよ、3つ目には気温ということになりますので、この3つの中で指数を取り上げていきます。その中で、警戒については、この熱中症警戒アラートの一番の発表の基準は数字、33という数字なんです。この33の数字を超えた日数というのが、南三陸町では令和2年に5日ありました。令和3年には1日で、令和4年には3日あったということですので、基本的には、さっき言いましたようにシェルターにお入りをいただくということが国の方針で決まっております。

問題はシェルター、例えば体育館とかそういうところについてはエアコンがありますので、そちらにお入りいただければいいんですが、しかし遠くにいる方はそういうふうにはまいませんので、今検討しているのは地域の集会場等にエアコンをつけて、そこをシェルターということで指定できないかということで今検討してございます。

ただ、その際には、そういった公民館の、地域公民館ですね、地区公民館のエアコンを使うということになりますと、当然、電気料がかかりますので、そういった電気料も補助ということで対応するしかないのかなというふうに思っておりますが、いずれこの辺はもう少し制度的に詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。確かにそうだと思いますけれども、地域の公民館、どこにでも公民館はあるわけでありまして、それも必要かなと思います。

それも一つなんです、それ以前に、ちょっと余分な仕事になるかと思うんですが、この南三陸町の町で、どの程度のいわゆるエアコンが普及しているのか。南三陸町、4,400世帯ぐらいですか、その中でエアコンのある世帯が何軒ぐらいあるか、あるいは家族が例えば3人でも3人分あるのかとか、そういう大まかな調査を踏まえたほうが、これからの活動にやはり利便性が出てくるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部議員、大変申し訳ございませんが、エアコンの設置率ということについては町としても調査してございませんので、そこは御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私の臆測ですけども、入っていない、エアコンのないのは大体2割ぐらいあるのかなと私は推定しております。そうすると、いろいろな地域での熱中症弱者という、いわゆる独居老人とかそういう方が含まれると思うんですけども、そういう方の分布図というものをある程度頭に入れなくちゃならないと思うんですね、万が一の場合、そういういわゆる熱中症弱者というものの把握もしなくちゃならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） その前に、さっきの、町長、エアコンの調査をするかしないかという質問だったらしいんですけども。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） エアコンの調査の関係ですが、町長申し上げましたとおり、町のほうでは今現在、そういった数字等は把握しておりません。一部、直近の全国の調査で申し上げますと、全国の設置率では89%、それから北海道・東北では65%という数字が実際あることはあります。町としてこれから調査するということは、現時点では考えておりません。（「弱者」の声あり）

すみません、熱中症弱者の関係ですけども、保健福祉課のほうで避難行動要支援者というリストもございます。そういった現在あるリストも活用しながら、また、不足している部分については、いろいろ調査などもしながら付け加えていくという形になるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。これからというようなことですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。熱中症の弱者というもののこれからの対応の仕方、それと、あるいは対応の仕方、それにも見回りとかいろいろあると思うんですが、そういうのも一緒に考えていただきたいと思ひます。

それと、熱中症にはやはり今度、これからですね、来年からの話ですが、法律的な意味が加わってくるというふうなことでございまして、何か起きた場合は、熱中症の警戒アラートを発生したにもかかわらずというのが必ず出てくると思うんですね。そうした場合の対応というのもこれから、学校関係のスポーツとかいろいろな、様々なことがあると思うんですが、そういう考え方、取組方法、具体的なものはこれからなんでしょうけれども、これからどうするというふうな、そういうふうな検討というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まずは、議員先ほどから御指摘のように、警戒アラートの認知度をまず高めていくというところが一つ大きなところであるかと思ひますし、また、当然、アラートにいかないまでも、その下の温度等でも熱中症が発生する可能性というのは高いところから、そのあたりをしっかりと町民のほうに伝えていく必要があると考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それでは、ちょっと角度を変えて、今度はクーリングシェルターのほうをちょっと質問したいと思ひますが、クーリングシェルターの構造の件なんですけれども、各公民館等を活用するというようなお話もありました。国では、庁舎とか図書館とか、あるいはショッピングセンターとか、いろいろなことを指定もできるなんていうようなことは言われていますけれども、いわゆる冷房だけの考えでよろしいのかどうか、その辺の方針というのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） クーリングシェルターに必要な要件ということで考えますと、まずは冷房施設は当然だと思ひます。

それから、当然、飲料水、飲み水がその設備で飲めるかどうかというところが、もう一つ大きなところであるのかなと思ひます。

あと、当然、座席とか休める場所があるかというところ、そういったところが要件になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 熱中症の警戒アラートは、長期的な見通しで発生するということですね。33の指数、実際の温度は28度か30度ぐらいでしょうけれども、そこに湿度とかいろいろな加減をして、体感温度を加味して発生するんでしょうけれども、そういう発生した場合は、長期的に見込める場合は指定して発生すると。そうすると、長期的な滞在が必要だということになってくると思うんです。そうした場合の滞在方法といいますか、いわゆる完備すべきこととかいろいろ出てくると思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、そのシェルターにおいでになる方は、症状は様々だと思います。軽症の方もいらっしゃれば、あるいは重症の方もいるということで、今課長も答弁しましたように水とか、あるいは脇の下を冷やすとか、この下のこの辺ですね、とにかく冷やす、そういうものとか、ただ、重症化した場合には、これはもう救急車を呼んで対応するということが一番でございますので、命に関わる問題でございますから、そういった際にはすぐ救急車に依頼をするということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 熱中症というのは、先ほどの症状にもありましたけれども、立ちくらみとか目まいとかいろいろあるので、最悪の場合は人工呼吸とかそういうこともしなくちゃならないと思うんですね。AEDの装置とかそういうのも、各指定する公民館にも配置するようにならざるを得ないと思うんですけれども、あれもたしか十数万円ぐらいするはずなんです。その指定した場合のことも考えておかななくちゃならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今の国のほうの指針では、特段、このクーリングシェルターに対して予算をつけたりというところの情報は入ってきていなくて、現存する施設で可能な範囲において、その設備や先ほど言った飲料水をそろえられる施設ということでこちらのほうでは捉えておりますので、AEDまでというところは、当然、そこに設置されていれば一番いいとは思いますが、現段階では正直そこまでは考えていないというところなんです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番(阿部 司君) 今回の通告書には、「熱中症等の対策について」というふうな、「等」という含みがあるわけですがけれども、熱中症は、クーリングシェルター、いわゆる冷房施設ということなんですけれども、地球温暖化にはいろいろな問題が絡んで派生してきます。直接絡む話だけをしていきますけれども、いわゆる台風の大型化というの、これ、地球温暖化が起因しているわけですね。

毎年、台風が襲来していますけれども、今、台風はどの程度まで大きくなっているかという、昔は九州を玄関にして日本海に行ったり太平洋側に抜けたりというふうな感じで上ってくるわけですがけれども、今は日本列島全部、一括で含むぐらいの規模の大きさがたまに来るわけですよ。ということは、台風が襲来したときに、いわゆる外れるというのが徐々になくて、来るものだというふうなことになってくると思うんですね。

その規模はどの程度かといいますと、いわゆる風速で例えていいますと、風速が30メートル、瞬間風速ですがけれども、これは普通の大人が歩けなくなるんですね。40メートルで大体車が横転するようになります。50メートルになると、ブロック塀が倒れ、電柱が倒れるようになります。風速60メートルという、民間の家屋が倒壊し始めます。そういうふうないわゆる状況になるわけですがけれども、今どのぐらいの風速になっているかという、57メートルぐらいまで来ています。

毎年、更新するように記録的な台風が来るわけなんですけれども、クーリングシェルターを指定する場合、今の現況では確かに公民館指定というようなこともいいんですけれども、これから数年の感覚で見た場合、それで果たしていいのでしょうか。ある程度大きな頑丈な、そういう防災施設というものも必要じゃないかなと思うんですね。当町は防災に強いまちというようなことで活動なさっていますけれども、クーリングシェルターに冷房だけではなく、総体的に耐震型であり、いわゆる強固な施設も完備すべきじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) だんだん、熱中症から台風のほうに向かっていきましたけれども、基本ですね、症状が出てからということではなくて、暑いときにはどうぞ、そういったシェルターのほうにおいでいただいて結構だと。例えば、1つの例を申し上げますと、夏になるとマチドマのほう、エアコン効いていますので、地域の方々、自宅にいと電気料かかるということもあるんでしょうけれども、老人の方がおいでになって涼んでいらっしゃいますので、シェルターというのは基本的にはそういうことからの利用の仕方というのが大事なんだろう

なというふうに思います。究極な話をしていくと際限なくなってしまうので、まず、シエルターというのは、そういう初歩的なところから皆さんに御利用いただくということが大事なんだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。長期的に見て、要望したいと思っていました。それでは、質問した内容の返事が大体来ましたので、1問目はこれで終了させていただきます。

2問目に入ります。

○議長（星 喜美男君） 2件目ね。

○2番（阿部 司君） はい、2件目の質問でございます。

件名が、企業誘致の取組経過と今後の在り方を伺います。

内容でございますが、地方自治体の共通課題として過疎化・人口減少が挙げられており、その解決策の一つとして企業誘致が考えられております。

ついては、当町の以下の点についてお伺いいたします。

1点目、町合併期からの企業誘致の取組経過と、その成果及び課題について。

2点目、今後の企業誘致の傾向と取組方法について。

以上2点でございます。

相手方は、町長とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目の御質問、企業誘致の取組経過と今後の在り方についてということですので、お答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目についてであります。合併後から東日本大震災までの期間における企業誘致の主立った実績はございません。

震災後においては、市街地の整備に合わせて継続した企業誘致活動を実施し、アップルタウンに出店した企業等がございます。このほかにも、企業誘致には該当しませんが、大小問わず、県外、町外の企業が開業しているというところでもあります。

次に、御質問の2点目ですが、これまで各産業分野の企業にお声がけをしてまいりましたが、希望条件のミスマッチや、近年では新型コロナウイルス感染症の影響による経済の悪化、物価の高騰といったことが要因で誘致に至らないケースがあります。企業の話をお聞かせると、「企業立地に係る初期投資の負担が大きなハードルとなっている」といった声もいただい

おります。

企業立地は、雇用の創出、所得の増加、町の財政に対する恩恵といった直接的な波及効果だけではなくて、地域経済への間接的な波及効果も見込まれるものであることと認識をしておりますが、一方で、町内企業・事業者の人材不足が深刻化していることも現実としてあります。

町としましては、市街地の区画整理事業において整備した土地の利活用は喫緊の課題であると捉えておりますことから、今後も、誘致企業の産業分野の対象を絞るといったことやフォローアップ体制の構築等を検討しつつ、町内企業・業者間との調整を図りながら企業誘致活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。それでは、質問させていただきます。

企業の誘致、何件かされているという話でございますが、その業種の傾向、どういうふうな業種がありましたか、その辺ちょっとお話しいただきたいと思います。（「そんなこと言っちゃったか」の声あり）今までの企業誘致の、何々系統の業種、その系統をちょっと知りたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 誘致に至らなくて、ちょっと断念したというケースでお話をさせていただきますが、どっちかというとなれですかね、産業系で居酒屋とか、それからカキ小屋を幅広くやりたいとか、それからあるいは遊技といいますか、パチンコというところといろいろやり取りしてまいりましたが、先ほど申しましたように様々な社会環境の厳しいということで、なかなか出店に至らなかったということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） その業種ですけれども、他県からの進出だったんでしょうか、それともこの県内からの進出だったんでしょうか。傾向で結構です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 他県、他県というのかな、ある意味、県内にもあるということですので、全く、まあ、本社としては他県かもしれませんが、会社としては県内にもあるということで、なかなかそこは、一区切りでなかなか説明できかねる部分がありますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番(阿部 司君) 企業誘致は、誘致する側、される側での交渉だと思うんですけども、その企業誘致される側、いわゆる会社側ですね、企業側ですね、企業側の要望というのは、大体こういう傾向が見られるというような傾向はありますか。

○議長(星 喜美男君) 商工……、どっちなの、佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 一番は、労働力があるかです。そこが一番の問題です。

○議長(星 喜美男君) 阿部司君。

○2番(阿部 司君) 誘致する側の町のほうの働きかけの要望として、どういうふうな優遇措置を望んでアプローチしているのか、その傾向もお聞きしたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ちょっとお話をさせていただきますが、震災以降、町内の企業の方々、とりわけ水産業の方々にとっては、ずっと人材不足が続いております。御承知のように、震災前のうちの町の人口は1万7,600人でしたが、今は1万二千ちょっとということになっておりますので、これは顕著に労働力がこの南三陸町になくなってきたということに捉えても間違いないというふうに思います。

とりわけ、そこにあって高齢化が進んでいるということですので、そういった町内の既存の企業でさえ人手不足という状況がもう慢性化してるというところですので、そういうことを考えた際になかなか、労働力ということで向こうの望む部分については非常に難しいのかなというふうに実感として捉えてございます。

例えば、今年の4月の雇用情勢です。これは町です、町の有効求人倍率は2.78倍あります。ですから、求人を求めるという側にとっては大変厳しい数字ということですし、もっと厳しいのは製品製造、いわゆる製造の加工会社、ここの有効求人倍率は4.7倍ということです。特に、先ほど言いましたように水産加工業については就職希望者が本当に少ないということですので、ある意味ここに、例えばですよ、ここにちゃんと50人とか100人ぐらいの企業が来るということになりますと、当然今度は人材の奪い合いということになってまいりますので、ある意味、町の実態ということも十分に踏まえながら、その辺の取組ということにはしなければいけないというふうに思っております。

○議長(星 喜美男君) 商工観光課長。

○商工観光課長(宮川 舞君) 優遇助成措置ということなんですけれども、町独自といたしましては、立地奨励金や雇用奨励金、それから起業に係る奨励金という形になっておりまして、県内全域で誘致を行う際の県の制度を活用している部分もございます。そちらについては、

土地取得資金だったり、建物設備取得資金だったりの助成という形になっておりまして、基本的には独自のもの、それから県のを合わせて9種目ほど紹介をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そこで、当町の周辺市街地、いわゆる隣のまちですね、石巻、登米、気仙沼の、近隣のまちのいわゆる企業誘致等の情報なんかは得ていただけるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それぞれ市町の、どのような条件で、どこの企業誘致を行っているか、土地の情報ですね、そういったのは持ち合わせておりますけれども、例えば昨年度、どこの会社が来たとかというのは、こちらのほうでは持ち合わせてございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。一応私も、新米議員で勉強不足なものでいろいろちょっと調べてはみたんですが、一応、そのまちの、南三陸町から見れば隣のまちですので、どういうふうな取組をしているかとか考えているかというようなことでちょっと調べてみたんですがね、やはり令和5年度の、今年の施政方針というものを、石巻市と登米市と気仙沼市、調べてみたんですが、どういうふうなことを考えているかというのをちょっと調べてみたんですね。

やはり石巻市も水産業でなかなか悩んでいるもので、大きなウエートは水産業で、それらのいわゆる事業展開をしたいと、産業振興のためにはそれらを活性化したいというふうな考えで取り組んでいるようでございます。そして、先月の30日の新聞で、食品関係の包装資材を石巻に誘致して来年度から稼働しますと、地元の雇用を50人ぐらい採用しますというふうなことをなさっているようですね。そういうふうな取組をされていると。

それから、登米市の施政方針、ちょっと調べていますけれども、やはりあそこの産業活性化というのは農業を主体として物事を考えていまして、もちろん陸地が大きく占めていますからそうなんでしょうけれども、その中で企業誘致というのは、県と連携しながら情報を共有して、自分たちの優遇措置で対応したいという、そういう登米市の考え方みたいですね。

気仙沼市は、人口減少の対策パッケージで5億円を捻出して、10年間で50億円のいわゆる予算化すると、その中で5億円を令和5年度で企業誘致に対応させましょうというふうなことで臨んでいるようでございます。それは、独自の施政ですから、それはそれで結構なんです

けれども、かなりの予算化しているわけです。

だからといって、当町はそれなりにしたほうがいいんじゃないか、そういうことは言うつもりはございません。それなりの考えでもって、企業誘致というのは何のことはない、雇用確保のためにやる、産業活性化のためにやる、いろいろな手法はあると思うんです。その中の一つにしかすぎないはずなんですよ、企業誘致は。やり方はいろいろあるでしょうけれども、ただ、こういう隣のまちで、こういうふうなことを今やっている、やろうとしているという中で、やはり南三陸町が事業活性化に向けて、やはりこの第2次総合計画ですか、企業誘致というのが何か所か表れて文言も出てきていますけれども、そういうのが具体的に令和5年度に限っては一言も触れられていないなと思う。今年は何か、触れてはいないんですが、やろうというものが何かあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき、県とそれぞれの市町村といいますか、自治体のいろいろな、様々な補助制度と助成の在り方ということでお話をしておりましたが、基本、県の考え方は、県内35市町村全て当てはまります。唯一当てはまらないのが、津波関係の企業立地補助金というのがございまして、ここは県内のいわゆる被災した15の自治体が多分入っていると思いますが、これはうちの町も当然入っているわけですので、そういういわゆる積み増しといえますか、そういう制度は県としてありますが、これは基本的には先ほど言いましたように県内の35市町村が全て合致をするということです。それにあとはそれぞれの自治体が独自でどのように上乗せをするかということですので、それは先ほどお話ししたような話につながっていくんだと思います。

ただ、基本的に今、宮城県内で企業誘致で来ているところをずっと拝見させていただきますと、ベースはやっぱりトヨタ東日本東北なんですよね。大衡村にありますので、その近隣、登米まで含まれますが、そういうところいわゆる様々な部品工場とかがもう出てきているということですので、そういった意味においては、やっぱり当然部品というの、要請あつてすぐ納品できるという、そういう距離感とか、そういう状況等を含めて立地をしてござい

ますので、まさしく登米はある意味、東北道を通ってすぐですので、ですから先ほど言いましたように、いわゆる集積場所というのは、トヨタ東日本東北を中心にした東北自動車道沿線ということが非常に多いということが、まず一つ言えると思います。

それから、もう一つ、石巻とか、それから登米なんかそうなんです、以前からそういった企業誘致の土地を既にもう造成してあったというところで、長い間そこに企業が誘致できなかったというのがあって、そしてそういった土地を利用して、どうぞおいでくださいということです。ただ、やっぱりちょっと残念といいますか、それぞれの自治体ごとの事情がありますので、うちは残念ながらそういうふうにして造成している土地というのはございませんので、そこはやっぱりちょっと一つ落ちるのかなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 土地条件が違うということでございました。私もそう思います。そう思いますけれども、企業、誘致される側のほうから言わせてもらいますと、企業の誘致される側は、土地を借りる場合、事業定期借地というのは大体10年以上50年未満ですから、それも公正証書で証書化しないとこれは駄目なもので、そのぐらいの長いスパンで事業収支が、発展性が見られるかということが基本的なことになってくると思います。

ましてや、遠くの首都圏、いわゆる東京、大阪、名古屋あたりの企業が東北目掛けて来るといのは、それだけの投資をして事業展開が確実に開ける、そして継続的に販売も継続される、当然、敵対するライバルが現れてもそれなりの対抗ができるという、それだけのリサーチをした上で来るはずです。完全にこれは、もう事業を実現して、これは発展が見込めるといようなところで初めて来るはずなんです。でないと、数千万円、数億円の金かけてわざわざこういうところに来るわけないですね。

条件からいってなかなか不利な地域だということは私も当然知っております。知っておりますが、そこでですね、いわゆる私が隣のまちの考え方とか取組方というのを調べたのはそこなんですけれども、私ら、小さいこの町がね、今人口が流出、どんどんしているわけです。地元で雇用の場がないから流出するんですけれども、しかし、三陸縦貫道が開通して、県北道路ができた。通勤時間帯を考えれば1時間でどこにでも行けるんです。この今言った3市1町が、同じ、南三陸町外のどこに、いわゆる町外に企業立地されても、そこに勤め人として出ることができるんですね。雇用の場の確保というのも望めるわけです。

私はここで何を言いたいかという、3市1町で、いわゆる共同で企業誘致は図れないものでしょうかと、隣のまちは何を考えているのでしょうか、そこで手を結べるところはないんで

しょうかと、そういうことを聞きたかったんですけれども、何かそういう試みというのは今までなされていたでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後に大変たくさんの方々の企業がうちの町にお入りをいただいて、企業として出店をしたいというふうなお話も随分いただきました。しかしながら、今、阿部議員おっしゃったように、基本、うちの町だけをターゲットにすれば、こんな限られたマーケットですので、多分事業を継続するということが難しいというのが最終的な判断で皆さん断念していったというふうに思います。そうすると、うちの町に企業として、いわゆる誘致企業としてお入りになるのは、うちの町をターゲットにした職種は多分無理です。これは、まずほとんどあり得ないだろうというふうに、まあ、あり得ないと諦めてしまっはしようがないんですけれども、多分、客観的にですよ、客観的に見てそうだとということだと思います。

ですから、町外をターゲットにして、基盤をここにして、それでビジネスを展開する。例えば1つ言えば、うちの町に、もう1年以上になりますか、入っていただいたコールセンターのキューアンドエーというのがありますが、あそこはまさしく町に基盤を置いて、仕事は町外から持ってくるということのやり方をしておりますので、そういう企業誘致だと多分、今後ともあり得るんだろうというふうに思います。

あと、御質問にありました、2市1町、3市1町で一緒になって誘致企業対策をしたかということについては、これまでございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） やはり当町は、土地の面積が163キロ平方メートルですか、極めて3市1町の中では、もう5分の1とか3分の1ぐらいの面積しかないんですけれども、物の考え方次第で、海のほうは12海里までいわゆる領海なんですね、22キロですか、それから排他的経済水域というのは370キロ、200海里もあるんです。そこまではもう資源確保できるわけですよ。内陸部の市町村から見ればうらやましい限りだと思うんですね。

こういうふうな当町から見れば、気仙沼、石巻、それから南三陸と、3町は海に面して、いわゆる共同できるような共通点というのがあると思うんですけれども、そういう項目で何か取り組める要素というのはあるのでしょうか、見込めるのでしょうか。（「農水課長だな」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今、阿部議員のお話のあった石巻、気仙沼と、それから南三陸という2市1町でございますが、実は同じ漁業と申しまして、漁業の形態が若干違いがあると。気仙沼市さん、それから石巻市さんでは、特定第3種漁港ということで、漁船漁業、非常に大型の漁船を誘致して、その魚で水産加工をするというのが大きな産業になっております。

一方、当町のほうでは、同じく市場を持っておりますが、基本的には沿岸漁業、あるいは養殖漁業を主体とした漁業が経営されているというところでございますので、若干その経営形態が違うというところがございますので、連携するという部分につきまして、具体的に今あるかと問われるとちょっとないんですけれども、何かないのかというのは、町の中でも検討していくというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 3市1町の条件、土地条件、いろいろなことを考えてみますけれども、私も何も、確信も何もなくて、ただ分からないから質問をするだけの話でございまして、やはり人口を見ていくと、今言った3市1町で約28万1,000人の人口がいるわけですね。いや、それなりのマーケットはまだあるんですよ。

それで、一番大きい仙台市に次ぐ石巻が、ここもいわゆる過疎化になっているんですよ。3市1町、どこ見ても皆過疎化なんです。共通点は過疎化なんですよ。何か共同で誘致できるようなことを考えていかないと共倒れになるんです。最初に共倒れになるのが、この小さな町の我が町でなかりかなと思うんですが、いわゆる政策上、考えだけでも統一化できないかどうか、協力、情報だけでも共有できないかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 誰なの。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変、阿部議員から、そういう構想の下にということでのお話でございまして、基本、この地域、エリアと、それから石巻エリア、それから気仙沼エリア、これはおのずと違いがございます。それが共通している、共通の部分というのは、ただ単に阿部議員がおっしゃるように海という共通項目しかないんです。ところが、それぞれやっている実態というのは皆違うんです、それぞれが。ですから、何もそちらと合わせて、歩調を合わせる必要は私はないと思っております。いずれ、それぞれのまちに特徴がありますので、その特徴を生かしたものを、おいでをいただくということが、私は一番いいんだろうなというふうには思っております。

ですから、さっきのお話に戻るわけではございませんが、ただ単に、じゃあ誘致したから

万々歳ということには、今のうちの町ではないという現実には踏まえなければいけないと思うんです。先ほど言いましたように、もう有効求人倍率が5倍近くになっているという職種があるんですね。ここはもう本当に、我々としては直視しなければいけないと思っているんです。町内の水産加工会社の方が、震災後、何とも人が集まらなくて困りに困って、登米市のほうに求人の看板を出しました。それでも来なかったというのがあって、なかなか今のこの南三陸町の中で求人をしっかり求めるということの難しさというのは、そこにも表れているんじゃないのかなというふうに思います。

確かに、こういったやり場、やり取りの中で、誘致企業、誘致企業というお話をすると、確かに町の発展とか、経済の発展とか、そういうところにつながっていきますので、こういう議論というのはある意味やりやすいんですが、しかしながら、それぞれのまちには実態があります。現実の実態を、それをある意味しっかりと受け止めながら、そういった誘致活動とか含めてやっていかないと、今まで、これまで震災後にずっと歯を食いしばって頑張ってきた町内の他の企業形態に経営の影響を大きく与えるということになりかねない部分がございますので、そこはしっかりと見極めながらやっていく必要があるんだろうなというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 各自治体の考え方、取組方は皆違うというようなことも、確かにそのとおりだと思います。

それで、石巻市、南三陸町、気仙沼市、海の関連事業なんですけれども、内陸部の登米市は農業事業というふうなことで、どちらも一次産業ですね。この一次産業の産品で何か事業を取り組めたら、理想論ですけれども長期的な視野で、何か加工場をどこかに設けると、町外でもいいんですけれども、そういうふうな観点はどういうふうにお感じになるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実態をちょっとお話ししますが、例えばサンマとかそういったものは、港の近くに加工場があるところに船は入ります。これは当たり前です。その後の輸送がかかりますので。輸送がかからないようにそういったところに入る。うちは得意としているのはサーモンです。ギンザケ含め、この頃は秋鮭が数年不漁が続いておりますが、サケ関係の加工場がありますので、そちらはうちの町に入ってくる。そういったそれぞれの港、港に特徴があるというのは、実はそういうことなんです。どういう加工場があるかによって船はそちらのほうに入っていきますので、そういうそれぞれの港、港の特徴を考えながら、そうい

ったことも考えていかなければいけないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それでは、だんだん輪郭が見えてきましたので、ちょっと話題をもう一つ変えて今度は質問したいと思います。

企業誘致は、雇用の場の人口増加、最終的には人口増加策の一つなんですけれども、ちょっと人口増加というふうな観点で、ポイントがちょっとずれるんですけれども、平成29年、2015年だったかな、2015年に、埼玉県で学力のいわゆるあれをしたんですよ、国勢調査をやったんです。それを公表したデータがあるんですけれども、それが、学力のある学校の分布と、それから人口増加している自治体のグラフ化したものがあるんです。そうしたらば、学力の高い、平均よりも高い十数市ですね、そういう自治体は人口増加に結びついていると。平均よりも学力が下がっている、そういう自治体が人口が減少化していると。この傾向が国勢調査で分かりました。これが埼玉県の調査なんですね。それ、公表している自治体が対象ですけれども、それが神奈川県と大阪府にも同じ傾向が見られます。関連性がありますと。

何言いたいんですかということなんですが、学力を、成績を上げる、取り組んでいる自治体は、それなりの人口増加をしているということです。いわゆる教育というのは、教育という要素は住居を決定させる圧倒的な魅力の一つになると。ということは、最高学府である大学を、あるいは学部、1学部でもいいんですけれども、この南三陸町に誘致されないでしょうかと、そういう質問でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 学力と、その相関関係については、本当に阿部議員が言っているとおりに、まさにそのとおりだということで、全国に言えるのかということについては、私もこの場所で調べておりませんので、ただ単にお話をお聞きをするというだけにとどめさせていただきたいというふうに思います。

基本的に、大学、まあ、絞って言えば、要は大学の誘致というふうなことをすれば、高校生、卒業した子供たちが南三陸に来るんじゃないかということに絞ってお答えをさせていただきますが、4年制の大学そのものを誘致ということについては、これはもう不可能です。実は、これまでもいろいろそういった検討といいますか、いろいろお話しはしてきた経緯があります。唯一可能性あるとすれば、学部を持ってくるということが一つあるかもしれません。例えば、南三陸という町の中で、水産ということに特化して、ただ、水産業では駄目なんです。うちの町は水産業では駄目なんです。要するに、水産環境といいますか、いわゆる自然

環境の中での海という部分の、そういった特化したところの学部の一部を持ってくることが可能ではないかということで、活動している方が実はいらっしゃるんです。私のところにも、こういうふうにやりたいというのは来ています。

ですが、それが果たして順調にいくのかということになると、これはなかなか難しい。なぜかといいますと、多分、去年の出生率が、もう全国で77万人を落ちてしまったと、出生数。1年間で今、日本の人口が落ちていくのが、山梨県と佐賀県が約80万人なんです、県の人口が。1年間で山梨県がなくなるぐらいの人口減少がずっと起きているんですよ。4年制の大学が、ここまで人の数が減ってくる、いわゆる入学する子供たちの数が減ってくると、大学そのものを存続すること自体にも非常に今難しい状況になっていて、全国でも大体、大学をやめる、廃校といますか、もう出ているということですので、そういったいろいろな視点で物事を考えないと、こうすれば大丈夫だねというだけの話で物事はなかなか進まないということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 現実には、なかなか厳しいのでね。ただ、長期的視点で考えていただいて、企業誘致の件も、1年、2年ではなかなか難しいと、やはり長期的視点で取り組んでいただきたいと。

そして、学校の誘致も、少子化社会でなかなか難しい御時世でございますけれども、やはり若者の心に火をつける、それがやはり地域の活性化、長い目で見てやはり定住促進というものの一つになろうかと思うんですね。そういうふうな取組をお願いしたいと思っております。

私の一般質問は、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最後にちょっとお話をさせていただきますが、企業誘致が難しいからやらない、それから大学の誘致が難しいからやらないという受け止め方だけはしてほしくないんです。要するに、うちという、南三陸という町の特性に合った企業、そういったところについては、これからもそういったアプローチをかけていくということですし、それから今言ったように、4年制の大学を誘致するというのは、これはもう不可能ですので、学部といますか、そういうところの個々の誘致ということについて、その可能性を探るということについてはやっておりますので、そこはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、阿部司君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、佐藤正明君。質問件名1、耕作放棄地対策について、2、消防団活動の環

境について、以上2件について、佐藤正明君の登壇、発言を許します。7番佐藤正明君。

〔7番 佐藤正明君 登壇〕

○7番（佐藤正明君） ただいま議長の許可を得ましたので、7番佐藤正明は、登壇より一般質問、一問一答方式で1件目の質問を行います。

質問件名は、耕作放棄地対策についてでございます。

質問相手は、佐藤町長になります。

質問内容については、近年、有害鳥獣による農作物被害が多く発生していることや、河川災害の影響などで、耕作を続けていくのが難しい状況下の場所もある。耕作放棄地が発生しないような対策が必要と思ひ、次の点について伺います。

1つ、有害鳥獣被害対策は、鳥獣被害対策実働隊の駆除隊が全力を傾け実施している中であるが、被害の範囲が広く厳しい状況であると思ひ、地域ぐるみの取組対策や、取組実施のための支援が必要と思ふ。耕作放棄地の減少対策として、町の考えを伺う。

2、河川災害の影響などで、水田の用水が出なくなり、耕作放棄地が発生している。町の対応策を伺う。

以上、1問目の質問、登壇からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤正明議員の1件目の御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目です。有害鳥獣対策と耕作放棄地の減少対策についてであります。本町では、御承知のように、鳥獣被害に対応するため、鳥獣被害対策実施隊員13名を任命して、くくりわなの設置等によりまして有害鳥獣の捕獲を実施しているところであります。また、有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、電気柵設置費用の補助事業を創設をしているところであります。

しかしながら、ニホンジカやイノシシなどの捕獲頭数は年々増加傾向にあり、被害報告も広域化しております。5年前の捕獲頭数と比較しますと、ニホンジカの捕獲頭数が19頭に対し、昨年度が131頭、イノシシに関しては、5年前までは捕獲をされておりましたが、昨年度は41頭が捕獲をされております。

鳥獣被害の軽減を図るためには、集落や田畑で鳥獣を近づけないことが重要であります。議員御指摘のとおり、地域ぐるみでの取組が必要であると考えております。具体には、休耕地の除草を実施し、獣が隠れる場所をなくすこと、未収穫の農作物など有害鳥獣を誘引する原

因を取り除くことなど、有害鳥獣にとって集落が餌場として魅力のない場所にすることが効果的であると考えております。

高齢化や担い手不足など、地域が抱える課題はありますが、農地の環境整備に対して交付される中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用するなど、総合的な支援対策を検討していきたいというふうに思います。

次に、御質問の2点目、河川災害等に伴う水田の用水取水についてお答えをいたします。

水田の用水につきましては、近年の異常気象の影響により不足がちの状況であります。特に今年度は、冬期の降雪や直近の降雨が少ないことから、不足気味であると認識をしているところであります。

河川の水量は、天候の影響を大きく受けるため、具体的な対応は困難な状況にありますが、河川管理者と連携しながら用水確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 答弁はいただきました。今は、農家の方たちは秋の収穫を目標に作付に一生懸命努力している中がございます。収穫時期に被害を受けた場合のことを考えると、今から検討する必要があるため、質問を行うところでございます。

その中で、被害を受けている地区ですか、その辺で、今までの中で被害を受けている地区の報告がなされているかと思いますが、対策等どのような形で現在進めているか。それと、鳥獣被害の、生きている場所ですか、個体数が多い場所等が分かっているのでしたら、分かる範囲でお願いしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今の有害鳥獣の対策というところでございますが、基本的には、先ほど町長の答弁にもありました捕獲の実施隊のほう、現在13名で、イノシシであったり、シカであったり、一般の農家の方々が対応できない部分については、実施隊のほうで対応していただいているというところです。一方、ハクビシンであったり小動物のほうにつきましては、町のほうで箱わなを希望される方にはお貸しをしているというところです。それ以外に、町の補助金として、電気柵などを設置する部分については補助をさせていただいているという対策でございます。

個別のどこの箇所が多いのかという部分につきましては、申し訳ございません、町全体としての被害は把握しておりますが、個別の地域という部分については、ちょっと現在は把握しておらないという状況です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 答弁ではいろいろ、13名の方でいろいろ御苦労になって対策をしているというんですが、今までその被害を受けた場所が耕作放棄地になっていると、その場所について、町のほうでどのような対策等を検討しているかなというように私をさっき伺ったつもりなんです、その辺は、分かる範囲でいいですが、お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 有害鳥獣の被害によって耕作放棄地になったというお話ですが、耕作放棄地になるという部分につきましては、当然、その有害鳥獣の要因というのもございますが、議員御存じのとおり、農業者様の高齢化であったり、担い手不足であったりというような様々な要因があるのだろうというふうに思います。その中で対策としては、先ほど申したような対策をさせていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 後継者不足とか高年齢によって、そういう場所が被害を受けて耕作が不可能になったということしか受けていないようでございますが、実質、イノシシ等が入ると、そこにイノシシの臭いが入って、今後耕作ができないということを多く情報的に伺っております。そういう場所が、町として今後の対策と申しますか、今まで被害を受けた場所もあるんですけども、その場所について対応策等を考えたことがあるかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いや、佐藤議員、それは難しいと思います。例えば、実施隊の皆さん方がくりなわとか含めていろいろな対策をしておりますが、100%かかるわけではもちろんなくて、かかる割合、率というのは、率って低いんですよ。結局、どこにいるか分からないんですよ。どこにいるか分からないけれども、ある意味、足取りとかなんとなかって、後ろの菅原議員がいろいろやっておりますが、かといって、じゃあそれで捕獲できるかとなりますと、そうでもないんですよ。結局、やっぱりどこにいるか分からないのを町として全て対応しろという、それはね、正直申し上げて、我々としてはできないというふうに言わざるを得ないと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 田んぼなどにイノシシが入って、その臭いがつくという話は、私も伺っております。ただ、現実として、そのついた臭いを除去する方法というのが、ちょ

っと具体には現状ではないというのが現状でございますので、対策を考えたかという部分については、ちょっと難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 対策が難しいと、そのような形ですが、その場所に入ったところが放棄地になっていくので、その対策がちょっと難しいと。まあ、そうなれば仕方ないんですが、その関係で、有害鳥獣のいる場所、場所は大体報告されているかどうかはあると思うんですが、その場所の近くの耕地ですか、耕作地等は即また被害を受けるかと思うんです。その前に、耕作をしている方々と共同で、町のほうと組んで、一応、柵とかかわなとかその辺のやつを考えていくのも必要でないかなと思いますが、その辺はいかがですか。その鳥獣被害の、いる場所とか、その対応策ですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど申しましたとおり、ちょっと現時点でどこがということは把握しておりませんが、町内全般的に発生しているということは聞き及んでいるところでございます。

それで、先ほど、田んぼに入って臭いがというお話でしたが、確かに広域的といいますか、ある程度まとまった形での対応というのが必要なんだろうと思います。国のほうでも有害鳥獣対策で電気柵等を設置する補助事業もございます。こちらにつきましては、個人様ではなくて、一定程度の団体であったり、広さであったりというような農地に電気柵を設置する補助というものもございますので、今すぐというのはなかなか難しいですが、広域的な取組ということについては周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） はい、分かりました。取りあえず、どの場所に有害鳥獣がいるかというもの、その辺もある程度周知しておけば、ある程度の防御ができる可能性もあるんじゃないかなと思います。その辺は今後調査とか、あとは捕獲された場所とか、その辺は一応整理していただきたいと思います。

それと、町のほうでは確かに、電気柵とかその辺の設置については一部補助を出して対応すると、そのような条例があるようでございますけれども、現在、昨年あたりから米価の下落とか、あとは肥料、燃料の高騰なども影響している中でございます。被害防止のための対策は必要と思うが、被害対策を行うためには、自己からの手出しの負担も出てくると思います。

電気柵の補助としては、20万円……、10万円ですか、10万円の補助ですが、例えば水田の中

から10万円まで出して耕作するのかなと、農家の方ですね。今でさえやっと、努力しても、まずまず赤字にはなるんですけども、頑張っている中でございますが、それをさらにまた10万円出すというようなことになると、やはりやらないほうがいいんじゃないかなというように話も大分出ておりますので、それではどんどん遊休農地が増えていくばかりでございますので、その辺、町として今後の対応はどのように考えているか、考えていましたらお願いしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほどお話のあった補助でございますが、個人というかお一方の農家の方であれば、事業費の2分の1、もしくは上限が10万円、それから3世帯以上の方が一緒に取り組む場合は、補助率3分の2、上限20万円以内ということが今の町の補助事業の内訳になっております。

通常、町の補助事業ですと2分の1というのが、他の事業と見ても一般的であるというところでございますので、この補助率というのはなかなか変えるのは難しいのかなというふうに考えております。上限の部分につきましては、財政厳しい折でございますので、増やせるのかどうか、それは庁内の中で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 私もこれを一般質問するためにぐるっと見て歩いたんですが、ダミーで柵をやっているんですが、ダミーだとやっぱりイノシシには全然対応できないんですね。やはり電気柵でびりっと来た感じを受けないと、またそのまま突っ走って被害、荒らしていくと、そういう状況なものですから、やはり電気柵が大事でございますので、その2分の1の10万円というのを、2分の2、1・1で20万円とか、その辺考えていかないと、当然、耕地を荒らす面積が多くなってくると思います。

それで、今まで、イノシシ等、シカ等に入られて休耕といいますか、放棄地になった場所は何か所ぐらいあるか、その辺把握してましたらお願いしたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 申し訳ございません、イノシシが入った影響で休耕になったという部分については、ちょっと把握はしておらない状況です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 私、一応、大体見てみたんですけども、10か所以上あるなと感じてきました。イノシシが入ったということで報告受けたのから、あとはあの辺も入ったんですよ

というようなことを聞いて、その中で、1か所当たり恐らく平均すると2反歩ぐらいから3反歩ですね。そうすると、2町歩から3町歩は1年間に遊休化、耕作放棄地になっていくと、そのような状況だと思うんですが、そうすると入谷地区なんかはあと5年やそこらでほとんどの水田が遊休化になる可能性があるんですが、その辺を踏まえてやはり対策は今後考えていかなきゃならないのかなと思います、それを、面積の被害を今ここで確認されて、どのように町長は今後考えていくか、その辺伺ってみたいなと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤議員が地域の方からお聞きになったと。実態は、とにかく我々、調べなきゃならないというふうに思います。

確かに、そういったことで、原因で遊休農地になっていくということについては、耕作放棄地になるということについては避けなきゃいけないと思いますが、かといって、それでは全体を、全部じゃあ電気柵で囲うかということについては、これはなかなか難しい話になってきますので、その辺の対応というのは、正直申し上げて今この場所で「こうします」というふうには残念ながら申し上げられませんが、その辺のまず実態を調査をするということが、現状として今、私、この場所で答弁できる内容かなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君の一般質問を続行いたします。佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） いろいろなことを質問しましたが、実態的な調査は行うというような御答弁はいただきました。

それで、そのほかにも離農といいますか、耕作放棄地が、先日、大きく見受けられた場所があります。その場所は、大上坊から米広に向かう、あその水田が全滅の状態でございます。その辺については把握されているか、どういう状況でそのようになったのか、その辺分かっているんでしたらお聞きしたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 申し訳ございません、ただいま議員のお話あった部分について、

細かい部分はちょっと存じ上げておりません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） あそこの場所、早急に確認してもらいたいと思います。ああやってやめるのは簡単なんですけれども、いざ今度復旧するとなるといろいろな経費がかかってきて、なかなか復旧されないで、そのまま雑収地になってしまうと、そういう状況ですので、やはり農業のことを考えると何らかの策は考えていかなきゃならないと思いますが、私は思うんですが、例えばその遊休農地、いろいろ皆さん努力して、1年に遊休農地を2回から3回、トラクターかけて耕起して何とか守っているんですが、その油賃等も考えると結構な経費になってくると思うので、1回起こしたときですね、例えば景観作物をやってもらうとか、その辺のやつ、町のほうから種子代とかなんとか、支援できるのでしたら支援していただきたいんですが、町長、いかがなものですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段としてお話をさせていただきますが、今、大上坊のほうのお話もありましたが、基本的に耕作放棄地が出ていくということについては、それぞれ土地の所有者の個々の理由がございます。例えば、よく言われるように後継者がいない、担い手がない、様々ですね、高齢化になってもうやれないとか、それぞれの御家庭の事情でいわゆる耕作放棄地が出ていくということですので、それをすべからく、町のほうとしてその事情を掌握するというところまでは、正直申し上げて行政の範囲というものを越えているんじゃないのかなというふうに思います。

ですから、今、耕作放棄地の際に、いわゆるそういった、増やさないように何らかの手段を施す、そういうときに制度がないのかということについては、これは行政として対応はするということはできますが、それぞれの事由の中で、事情の中で放棄地が出るということについてまで、そこに行政で深く入り込むということについては、ちょっとこれは守備範囲外というふうに言わざるを得ないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 条件もあるというようなことですが、その条件も把握しないではやっぱりそのままになってしまいますので、その条件の把握はやっていただきたいと。

あと、先ほど、山間部のほうは、中山間とか多面的でどうにか今、遊休農地にならないようにいろいろ頑張っているんですが、その辺にも大分今、肥料とか燃料等が上がって、あとはカメムシ等の被害が多くなってきているので、その対策等が、イノシシの対策とかその辺ま

で目が向いていかないと、そのような状況です。

ですので、駆除隊さんの方々が一生懸命頑張っていますので、そういう周辺ですか、木の伐採とか、あとは除草作業、除草場所をもう少し広げるとか、その辺については町のほうの指導とか、あとは駆除隊さんのほうからの指導とかで、地域ぐるみでそういうことを進めていく、そういう策もございますが、そういう面についてはどのように考えていますかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ちょっと先ほど申し上げましたけれども、国の補助事業を使って例えば電気柵等を設置する、一定程度まとまりのある大きな範囲での電気柵などの設置という部分につきましては、先ほどお話の出た多面的、あるいは中山間のそれぞれ取り組んでいただいている団体といたしますか、皆さんで設置を検討するというような広範囲の使い方というものもあると思いますので、制度の周知であったり、検討される場合には要望を聞きに行くとか、町としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 国の制度は、あるというのは私も確認しています。ただ、経費面がどういふのかなと、その辺分かっているんでしたら、この場でお願いしたいと思いますが、経費。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 国の補助のほうにつきましては、電気柵であったり、あるいはアルミメッシュの柵であったりというものを設置する、あるいはそれに使う支柱などを補助するものでございます。一定の要件はございますが、場合によっては10割補助になるケースもございますので、設置したいという御要望があれば、町のほうにぜひ御相談をしていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） いいお話を聞きました。10割ですね。その辺はあと、地域等に私もいろいろな会合があったときには報告したいと思います。

それで、さっき言ったんですけれども、ちょっと私、聞き逃したのだからなにか分かりませんけれども、景観作物等の考えは、町どのように考えているか。種代ぐらいはどうかと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 具体の中身がちょっとはつきりしていない部分もございまして、ちょっと情報収集させていただきながら検討したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） よい検討をされるようお願いいたします。遊休農地が、即、何かのときにまた耕作できるように確保していくためには、そういう策も必要でないかと思います。

それでは、1問目については、まあ、いろいろ課題は残っていますけれども、取りあえず御検討のほうをお願いしたいと思います。

2問目の河川災害の影響などで水田の用水取水ができなくなって、耕作放棄地が発生している……（「2点目」「1件目の2点目」の声あり）1件目の2問目でよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 2点目。

○7番（佐藤正明君） 2点目か、はい。町の対応策を伺うということで、答弁は雨等が不足のためとか、そのような答弁でございました。

このことについては、今年度も耕作時期になり、取水ができなくなっている箇所が結構あります。その場所は、この3年間のうちに2回ほど災害を受けている桜葉川関係なんですけれども、早く言いますと河川の河床ですね。河床が急激に下がったものですから、吸い込みのポンプがなかなかできないと、それでやむを得ず、ポンプに経費かけるより、あとは鳥獣被害も多少見受けられるのでやめると、放棄すると、そういう方がいるようでございますので、これは河床復旧その他の影響もあるかと思うんですが、その辺把握しているか、そしてそういう場所、河川の対応はどのように考えていくかについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 河床の関係でございしますが、河川につきましては御承知のとおり、その時々のお水等で河床の高さが高くなったり低くなったりというのを繰り返すということでございます。

それで、河床の高さが低くなったというお話でございしますが、基本的には自然、あとは人工護岸等々ですね、そちらのほうの崩落等、河川の治水上支障が出るという場合であれば対策ということも考えられますが、低下したということは、長い目で見ますとまた同じように出水しますとまた低下という可能性もございしますが、やはり堆積、流出を繰り返すというのが河川の常でございしますので、一概に、状況にもよりますが、低下したから必ず河床を直すというようなものではないというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 河床が低下したからしょうがないんじゃないかというようなことでありますけれども、それでいいんでしょうかね。やはり昔からそういうところを利用して取水し

ている、取水し耕作している状態なんですけど、行政のほうではその辺、それだから仕方ないべというような考えでいいんですかね、町長、河川管理としては。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、立場上ということでちょっと御理解をいただきたいと思うんですが、河川につきましては、あくまで治水上のという位置づけがございますので、なかなかその用水というお話になりますと、河川管理者のほうで、いろいろ御協力すべきものは御協力はしたいというふうには考えてございますが、率先して治水上の問題を越えて施策をなすというのは、なかなかちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 難しいということは、まあ、やれないということだと思うんですが、災害を受けた場所との関連もあると思います。その辺は、国の査定等が困難だと、そういう形でやめていたところがそのように下がっている可能性もございますので、本来でしたら災害が起きれば復旧工事と、そういう状況になると私は思うんですが、国債で取れないときは起債でやるとかというようなこと、前にも河川災害等では答弁いただいておりますが、その辺はいかがなんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどもちょっとお答えさせていただきましたとおり、自然護岸、人工護岸、ございますが、護岸等が流出等々するというような状況であれば、周辺の土地をお持ちの方にも被害が及ぶということで復旧はいたしますが、その河床の低下の度合いにもよりますが護岸等に基本的に危険性がないというような場合は、やはり経過観察といいますか、もう一度申し上げますが、長い間にはやはり堆積、流出を繰り返すというのが川の常でございますので、そういった部分につきましては、対応可能な部分については対応はいたしますが、それ以外の部分につきましては、経過観察をせざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 自然で、洪水のときには流されてしまうと。そうしたら、河川はどんどん深くなってしまって、やはりその辺については、今後の管理としてはある一定の高さで抑えるように護床工とかなんとかの考えも必要だと思うんですが、それは考えていただきたいと思いますが、どうなんでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 治水上必要ということであれば、対策のほうは検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 対策は必要ですので、ぜひ対策を考えていただきたいと思います。

やはりそういう箇所が今後どんどん増えてくると思います。用水堰とか、あとは用水路の老朽化が進んでいると、そうした場合、農業用の施設災害等の対策等の補助事業はありますが、これは10分の10で上限5万円と町の条例でうたってあるんですが、今の時代で5万円で何ができるのかなと思うと、何でしょうね、資材とかその辺買って終わりなんです、その辺今後考えていく必要があると思いますが、その辺はいかがでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員御指摘のとおり、御要望があれば、当然、その中身について検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） その検討というのはどうなのでしょう、やはり5万円で終わりなのか、それ以上を考えていくのかと。今言ったように、本当に復旧するのに5万円というと、例えば側溝買って終わってしまうと、ただ飾っておくような形になりますので、その辺は規模に応じて考えて、例えば10分の10でそれなりに対応してもらって、作業については地元の方たちの御協力をお願いとか、その辺も含めて考えてもらいたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 要望の内容といたしますか、件数というか、そういうものを総合的に見て判断させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 取りあえず農業を守るためには、いろいろな支援がないと、農業をやっていく方々がどんどんいなくなると思います。その辺を踏まえて、その条例等の見直しとか、その辺は今後考えてもらいたいと思います。

時間もあと50分しかないので、一応、遊休農地については、遊休というか耕作放棄地は、今後どんどん増えていくような傾向にありますので、やはり農業を守るためにはいろいろな策を今後考えてもらいたいと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2件目。2件目の質問については、自席より質問させていただきます。

質問件名は、消防団活動の環境についてでございます。

質問相手は、町長になります。

内容については、消防団は火災や大規模災害発生時、各所から現場に駆けつけ消火活動・救助活動を行い、地域に密着し活動している大切な消防団と思うことから、消防団活動に影響を及ぼさない環境整備が必要と思い、次の点を伺います。

1 点目、震災前からの消防屯所整備は実施されているか。

2 点目、火災・災害時に町から、各団員までの出動連絡や出動体制について伺う。

3 点目、火災時の連絡で、鎮圧と鎮火の連絡状況について、町としての対応策を伺う。

以上、自席からの質問となりますので、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2 件目の御質問、消防団活動の環境についてという御質問ですので、お答えをさせていただきます。

初めに、1 点目になります。震災前からの消防屯所整備の実施についてであります。令和3年度の6月会議、昨年度の9月会議での一般質問の際にもお答えいたしておりますとおり、被災していない消防屯所の更新整備につきましては、令和3年度から順次着手をしております。

震災前の財政状況に照らせば、年に数か所も整備することは困難でありますので、老朽度合いや各屯所の実情を精査し、地域との話し合いを持ちながら、優先順位をつけ、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

2 点目になりますが、火災・災害時の消防団員への出動連絡、出動体制についてですが、火災発生と鎮火時については、町の防災行政無線によりまして消防団が確知をし、消防団の出動計画に基づき、出動または撤収をしております。

また、本年4月から、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部において導入した電子メール配信システムへの登録を、全消防団員に依頼をしております。これによりまして、火災発生時における災害発生場所の地図や目標物等の詳細な情報、鎮火の情報を電子メールにて取得できることとなります。

火災以外の災害時等については、消防団長からの出動命令に基づき、消防団の各分団に個別の電話、または移動系無線により出動連絡を行っております。

3 点目になりますが、火災時における鎮圧と鎮火の連絡に関する町の対応についてであります。2 点目でお答えをいたしましたとおり、鎮火においては、町防災行政無線と電子メール配信システムにより、消防団への連絡を行っております。

また、鎮圧の連絡については、町の移動系無線の一斉送信等により、消防団への情報提供を行うということにしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 屯所については、令和3年度よりいろいろ整備をしていくと、あとは実態によるものだと、そういう答弁をいただきました。

その中で、震災前からある屯所では、水道施設とかトイレ、あるいは車の出入口のシャッター等がぎしぎしで開かないと、そういう屯所がございます。その辺の整備等は、早急にあとはやっていただきたいなと思いますが、その辺はいかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災で被災をした屯所、32か所あります。このうち、班の統合等によりまして22か所の屯所は、被災した屯所は全て終了しております。それに引き続いて被災をしていない屯所が15か所ございます。この15か所につきましては、老朽化の激しいところもございまして、昭和50年代に造ったのが何か所かあります、7か所、半分が昭和50年代に整備した屯所です。もう等しくこれは老朽化しております。

しかしながら、1回で、1年で何か所も整備ということについてはできませんので、その被災、いわゆる老朽化の状況等を把握しながら、順位を決めて整備をしていくと、そういうふうを考えております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 屯所によってはトイレがなかったり、そもそも水道が通っていないというふうな屯所もございます。町長答弁いたしましたけれども、令和3年度から、昭和50年代に建設をした各屯所については順次整備をしていっているという状況の中で、年1か所しか整備できませんので、そういった中で、例えばトイレを設置するとかという、これから設置するというふうなことはちょっと考えづらいのかなというふうなところでございます。ただ、シャッターが閉まらないとか、そういった消防活動に支障があるというふうな部分に関しましては、場合によっては補修というふうなことも考えていかざるを得ないのかなというふう考えております。

トイレにつきましては、全体的な改修というふうな、建て替えというふうな部分が順番が回ってくるまでの間に関しては、例えば仮設トイレというふうな部分での対応もお願いする場面があるのかなというふう考えています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） トイレについては、総務課長は水洗とかなんとか、その辺考えている話のようですけれども、屯所の計画がある間、仮設トイレでいいと思うんです。その辺は早急にでも対応、あと水道ですか、水道ぐらいは、手を洗う程度、あとは水を飲むとか、その辺は早急をお願いしたい。その辺はいかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 仮設トイレについては、十分準備できる台数もございますので、そこは要望によって設置は可能かと思えます。

あと、水道なんですけれども、ないところもあるし、あるところもあるというふうな状況でございます。ちょっと状況を確認してですね、要望等を確認して、ちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） ぜひですね、その水、水道ですか、その辺はもう考えて早急に対応していただきたいなど、私はそのように思います。喉が渇くとか、待機時間にも、待機のときも消防団員はその屯所付近にいますので、その辺はしっかりお願いしたいなどと思います。

それとあと、屯所についてなんですけど、年に1か所ずつとかというような答弁でありましたが、石巻市では消防署のほうは国土強靱化の2次予算の事業の中で対応しているようでございますけれども、その国土強靱化は南三陸町でも小さな屯所とかなんとかには対応できないのか、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 国土強靱化の対応については、詳しく要綱等、確認をちょっとしてみたいというふうには思いますけれども、現在考えておりますのは、町としては単費ではなくて、市町村の振興総合補助金というふうなことで令和3年度から対応しているというふうな状況でございます。ちょっと、国土強靱化については要綱等を確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 国の事業にも大小あるかと思うんですけれども、その辺は補助を受けられるものだったら受けていただいて、何ぼでも早く解消できるように、屯所の整備ができるようにしていただきたいなどと思います。

あと、防火水槽ですか。防火水槽も町には結構あるかと思えます。それについても、老朽化も大分進んでいる防火水槽と、あとは新たに設置を要望されている場所等があるかと思えますが、まず、その数と、新たに設置要望されている箇所数等が分かるんでしたらお願いした

いと、そして今後、どのような計画で進んでいくかもお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 消防水利の関係ですけれども、現状、町では消火栓が241基で、防火水槽が209基ございます。これが昨年度末までの数字でございます。

町としては、今年度、埋設型の耐震性のある防火水槽の建設を予定をしております。現状、今年度ですね、林地区と水戸辺地区、歌津の大沼地区の3基を、整備を今年度行いたいというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） いろいろ予算の関係はあるかと思うんですが、うまい体制で、老朽化が進んでいる防火水槽、入谷地区には結構ございますので、その辺も確認していろいろお願いしたいなと思います。特に今、水不足で大分悩んでいますので、万が一のことを考えますとやっぱりこういう施設が大事でございますのでよろしくお願ひしたいなと思います。その辺も国土強靱化とかなんとかに恐らくあるんじゃないかなと思うんですが、その辺も調査していただきたいなと思います。防火水槽等から何から整備が大変かと思うんですが、町を守るための消防団でございますので、ひとつその辺はよろしく、今後、環境整備、お願ひしたいなと思います。

それから、2点目の、火災・災害時には、各団員までの出動連絡は、防災無線、あとは電子メール等で行っているというような形でございます。

なぜ、これ、確認したかといいますと、消防の広域化が、3市1町の合併推進が令和6年4月1日となっている関係上、連携・連絡体制等は、通報を受けてから指令まで1分間を目標に広域では考えているんですが、それから出動しても火災現場、遠い場所ですと広域の消防が恐らく20分、30分かかると。そうなると、直接地元の消防団員に連絡すればすぐ消防活動ができる件があったので、こういう質問をさせていただきました。それが、各団員に電子メールで確認できると、そういう形のようにございますので、その辺はしっかりお願ひしたいなと思います。現場着が早ければ、被害は幾らでも最小限にできるかと思ひます。

あと、そのほかですね、火災や災害のときに出動しても、ちょっと耳にしたんですけれども、人数が多いから少し考えてくださいよというような話もあったようでございますけれども、その出動基準といいますか、どこからどこまでが出動とかという、その辺はしっかり対策は練られているかと思うんですが、その辺再度確認しておきたいと思ひますが。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 出動基準という質問でございますけれども、例えば市街地の火災だったり、あとは山林火災、延焼も含む場合、あとは車両火災というふうなこともございますので、そういった場合でもそれぞれ違うんですけれども、第1出動から第3出動というふうな、そういった規模によってですね、規模、種類によっての出動の体制が基準としてありますので、それに沿って出動しているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） その規模によって出動というようなことでございますけれども、例えば入谷地区で火災あったときは、やはり入谷地区が出るのが当然だと思うんですけれども、熊田とかその辺が出たときには、そういうのは出動とみなされるのか、それとも駄目なのか、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 消防団という名称ですけども、そういった災害、熊等の出た場合でも、消防団が出れば……（「熊でなく、熊田」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 熊田、熊田地区。

○総務課長（千葉 啓君） 失礼しました。

先ほど冒頭ですね、電子メールというふうな、ありましたけれども、そこで詳しい場所の地図とかを画面で見れるというふうな状況になっておりますので、そこは場面場面に応じて、消防団が確知、確認して出動できる体制になっているというふうな状況です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 分かりました。そういう電子メールで地図等が出ると、そういう状況でやっているんですが、万が一出た場合はそういうこともございますので、その辺はしっかり調整していただきたいなと思います。熊等のときは消防団は、まあ、幾らか出る可能性もあるかと思いますが、熊と言った記憶がないので、今なぜ熊が出たのかなと思いました。

そういうことで、2点目と3点目は、実際はこれ関連あるので、今、出動のことについて深く伺ったんですが、まず、その前にですね、行ったり来たり申し訳ないんですが、昨年11月8日に火災がありました。家屋、岩沢地区なんですけど、今月の6日に引渡し、完成となるところでございます。いろいろな面の対応を、まず感謝申し上げます。

それで感じたことなんですけど、当時、その11月8日の入谷の火災は、6時50分頃に通報がありました。そして、8時頃には鎮圧と、そういうのが広域と、あとは町と消防団で鎮圧だということでお互い確認されたようでございます。そして、その後、4時間ぐらいかかって鎮

火の放送がなされたと。なぜこんなに時間がかかったのかなと。それは消火、しっかり消すまでの時間は仕方ないんですけども、その間待機している消防団がいるかと思えます。あるいは、地域の方たちも心配しているかと思うんですが、私思うのには、鎮圧の状況で放送をすとか、その辺は対応できないのかなと思えますが、その辺いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） ケース・バイ・ケースだと思うんです。その11月の入谷の家屋の火災に関しては恐らく、8時から4時間たって鎮火というふうな事になったというのは、背後に山林がありますので、延焼というふうな部分も含めて多くの時間を取ったんだというふうに考えております。

鎮圧を放送できないかというふうな御質問でございますけれども、あくまでまだ、鎮圧といっても燃えている、残り火がある状況だと思うんです。この鎮圧の段階で全町に同報系無線で放送をしてしまうと、例えば、例えばですけども、見舞いだったり、あとは野次馬だったりというのがまだ鎮火していないところに集まってくるというふうな、そういった可能性もございますので、そこは、鎮圧の情報に関しては移動系の無線で団員にお知らせすると、それで完全に鎮火になった場合は戸別受信機、同報系無線でお知らせするというふうな取決めというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） そのときは、電子メールとかなんとかは対応されていたんでしょうかね。そういうことを言われたものですから、我々、出動の態勢を整えて、ずっとその4時間とかなんとか待機してたというようなこともあったものですから、私は今こうやってお話ししているところなんですけれども、その辺は、消防団だけがメールが入ると、あとはその地域の方たちには何も連絡が、連絡の方法等もあればいいのでないかなと思えますが、いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 先ほどお話しした電子メール配信に関しましては、この4月からの配信サービスでございますので、その昨年11月の際には、まだその電子メール配信はしておりませんでしたので、そこは、鎮圧の情報は、消防団にお知らせするには、実際、移動系の無線でお知らせをしたと。ただ、移動系の無線に関しましては、ポンプ車のエンジンがかかっていないと無線のスイッチが切れている状況になっておりますので、そこはもしかすると団員によっては無線が傍受できなかったというふうなことはあるのかなと見ています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） そうですか、移動系のメールというのは車からしか取れない。携帯とかなんとかなんからは取れないんでしょうかね。その辺、今は携帯等が便利でございますので。

あとは、入谷地区等においては、いまだにまだ後援会がある程度設置されております。ですので、鎮圧と鎮火、鎮圧の連絡は後援会等に、そうですね、連絡、広報を使わなくても後援会、火災のときとかそういう災害のときはすぐ後援会事務所を開きますので、その場所への連絡等ができれば、ある程度地区の方々も安心するのではないかなと思います、その辺の詳細、こまめ連絡等はどうかでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 先ほどお話ししましたけれども、電子メール配信はこの4月からですので、今後、そういった鎮圧等のお知らせに関しては、メールでお知らせできることもあるのかなというふうに思っております。あくまで昨年11月の火災に関しては、移動系の無線でお知らせしたと。（「だから、そこで今、混乱しているんだよ」の声あり）すみません、そういうことで、あくまで移動系の無線だったものですから、ポンプ車の電源が入っていなければ傍受できなかったというふうなことはあったのかなというふうなところでございます。

そういったメール配信システムが今後できますので、幅広く傍受、傍受というか受信できると思いますので、そこは後方待機の方々も瞬時に情報が取得できるのではないかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） いつ何ときですか、こういう火災とかなんとかなんとか、出る可能性がございます。そして、今年は雨が不足しているような状況下にあるんですが、それに向けてもやはり連絡体制だけは徹底されていたほうがいいのかなと、そのような思いで今質問しているところでございますので、災害のない町にしたいし、最近、火災が起きているのは入谷ばかりでございますので、ひとつその辺は、今後の連絡体制をしっかりとさせていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、今野雄紀君。質問件名1、河川の改修による安全の確保、2、学校図書館の現状と充実について、以上2件について、今野雄紀君の登壇、発言を許します。10番今野雄紀君。

〔10番 今野雄紀君 登壇〕

○10番（今野雄紀君） 壇上より、一般質問をさせていただきます。

質問件名、河川改修による安全の確保。

質問の相手、町長。

質問の内容といたしましては、先日の関西・関東圏などでの大雨の大きな被害の報道、幸い当地区ではあまり影響がありませんでした。災害につながる大雨になりかねない気象の昨今、町内の河川において至るところで浸食されている箇所があると思われる中、特に今回の一般質問においては、いよいよ今にも倒れかけている箇所のある西戸川の上流で、かなり太い杉の木の根本が流されかけております。倒れる前の護岸工事の必要性、その対処についてと、応急の対応ができない場合には、危険と思われる樹木の伐採についてを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は、脱衣を許可します。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の1件目の御質問です。

河川の改修による安全の確保ということですが、西戸川上流の当該箇所については、町でも現地の状況は確認をしております。大雨による出水等の影響によりまして護岸が浸食されまして、樹木が不安定な状況になっている箇所だというふうに捉えてございます。もちろん、周辺に畜舎等もありますので、実は、ここは河川管理が宮城県なんですよ、ですから河川管理者である宮城県に対して現状は伝えておりますので、護岸の浸食防止等の必要な対策を要望していきたいというふうに思っておりますが、また、その他の河川におきましても、関係機関と連携を図って安全対策に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど町長より、現地を確認しているということで、それで県の管理という、そういう答弁ありました。あそこは、町の川ではなくて、どういった状況での県の管理なのか、もう少し詳しく伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あそこの川上がってって、この木あってね、その上に金ヶ沢第一橋という橋があるんですよ。（「ああ、はい、あります」の声あり）うん、あそこから上が町管理なんです。そこから下流のほうは県管理なんです。分かった、場所ね。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、あの林道というか、橋から、手前から西戸川のところまでが県

の管理、そういうことで、まあ、分かりました。

それでは、現状を見ますと本当に、私、先ほどの質問の冒頭でも述べたように、もう半分ぐらいは浸食されているような状況だと見受けられます。

そこで、こういった対処をするには、県に早急にといいますか、何ていうんですか、要望というんですか、する必要があると思われませんが、その要望状況について伺いたいと思います。
(「私のほうから」の声あり)

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 要望するに対しても、最初にあそこの佐々木さんのお方から了解を、こちらから県のほうに要望するので、了解ですかというね、了解もらわなきゃならないんで、佐々木さんに立ち会ってもらって、町から県のほうに要望するということについては了解をもらっているということです。

その後の動向については、あと、建設課長から答弁させます。

○議長(星 喜美男君) 建設課長。

○建設課長(及川幸弘君) 今の町長答弁にもございましたように、連絡を受けてすぐ、町職員、現地を確認をさせていただきました。その際に、たまたま牧場の佐々木さんとお会いをして、その辺のお話をさせていただいた上で、県のほうには当日すぐ御連絡をいたしまして、県からいただきました回答は、それでは県のほうで現地を確認の上、必要に応じて対策を講じますということで、すみません、その後の具体にという部分についてはちょっと現在持ち合わせてはございませんが、早々に対応は取らせていただいております。

○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。

○10番(今野雄紀君) もう対応したということで、まあ、この場で安心というわけではないんですけども、本当にもう、1本だけじゃなくて何本もあそこの並びが倒れそうになっていて、上には電線もありますし、あと牛の牛舎というんですか、それも確実に倒れると思います。

そこで、そういった県の対応をしている間に、もし、もしもの仮定の質問はあまりこういった場ではなじまないということですけども、これ、倒れた場合に、どのような責任というんですか、それは県の責任になるのか、持ち主の責任になるのか、その辺もお分かりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 建設課長。

○建設課長(及川幸弘君) すみません、非常に一般的な話でございますが、まず、この木の所

有が、要は県の河川敷にあるものなのか、個人さんの所有地内にあるものなのかによって、大概はその所有地の方の木というのが大半でございますので、万が一ということになりますと、ちょっと状況的には、その出水等でですね、何でしょうか、災害ではございませんが災害に近いような形で根足が現れたものというふうには考えますが、一般的な考え方ですと、何かあったということになりますと、やはりその所有者さんの責任になるのではないのかなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 所有者の責任と。それでしたらなおさら、県管理の川がああいった形になっているということは、実は、先ほど町長答弁あったあの橋からたしか100メートル前後ですか、その下は護岸になっているんですよ、コンクリートで。その間の部分をこれから県に要望というかする際に、どういった形で対処なのか。そこをコンクリートで固めるようにするのか、それとも、そうするといろいろ予算等もかかると思うので、でき得るならば、持ち主の方との話し合いもあるということですが、あそこを伐採するという、そういう考えもあると思うんですけども、そういったことには町で関与できないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町の管理であれば、そういったことも考えられますが、基本的には、先ほども申し上げましたとおり、県管理の河川でございますので、同じ自治体とはいえ、県管理のものに町が勝手に手を出すということはこれはできませんので、あとは県さんのほうの判断に、どういった対策を取るかですね、県さんのほうで、適宜ですね、必要な対応を取っていただけるものというふうにご考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） これ以上、県の管轄ということで、質問しても進まないと思いますので、そこで伺いたいのは、もし個人で伐採等考えた場合に、町として、例えばなんですけれども、森林環境税のようなものを活用していただいて切るということはできるのかできないのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 森林環境譲与税を用いて、例えば道路であったり、そういう一般の方が往来するような道路の危険を及ぼすような木は、承諾をいただければ切れるものだというふうにご認識しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長より、承諾があれば切れるという、そういう答弁でした。実は私、この質問に先立って担当課に聞いたんですけれども、その譲与税を使っては、まあ、そのケースにもよるんでしょうけれども、現実的というか一般的には対応して切るのは難しいんじゃないかという、そういうこともいただいていた。

ただ、今の課長の答弁ですと、そういった今回のような、危険なケースですので、これがまた支障木といってケヤキとか雑木のような木だったらこういったことは質問しないんですけれども、何分杉なものですから、それをこう、安全策の一環ではないんですけれども、その環境税自体、CO₂削減を主な目的にしているものなんですけれども、何かそういったことで検討していただくと、取りあえず県がやる前に、持ち主との交渉もあるんでしょうけれども、切ることも可能ではないかという、そういう思いがしたものですから、そこを再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほど、森林環境譲与税の件で御答弁させていただいたんですが、ちょっと確認いたしましたところ、森林環境譲与税につきましては、本来の目的は森林環境の保全であったり、あるいは森林経営の充実、あるいは木材の普及促進というようなものが主たる目的でございますので、今回のような伐採というケースでの充当は難しいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 河川改修は県のことということなんですけれども、そこで伺いたいのは、ちなみに持ち主があって、そういった危険な状況になっているという、そういう町長の先ほどの答弁あったんですが、そこで伺いたいのは、例えば木を切るときに、持ち主の了解を得て町で切るという、そういうことは安全確保のためにできるのかできないのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 状況によりけりだとは考えてございますが、基本的にはやはり所有者さんのほうで伐採をしていただくというのが原則かと思えます。ただ、そうはいうものの、やはり人命等々被害が及ぶおそれがあるという場合におきましては、状況に応じてそういった対応を取る場合もあるものと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） でき得るならば、すぐにでもあそこは切るべきじゃないかと思えます。県の対応がいつ頃になるのか分からないんですが、取りあえず安全性の確保だけは大切だと思います。

そこで、先ほどの森林環境税のことなんですけれども、先ほど課長答弁あったように、その目的というか、言われたとおりだと思いますけれども、今回のようなケースでも支障木のような形で切れるような制度の変更なり何なりを国なりに、町長、唱えていく必要もあると思われましてけれども、その辺伺いたいと思えます。（「えっ」の声あり）じゃあ、もう一回……（「支障木の」「何っしゃ」「支障木の伐採」「何した」「伐採を……」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、再度、町長に伺いたいと思えます。

先ほど課長の答弁では、今回のようなケースは、森林環境税を使って切るのは難しいという、そういう答弁でした。そこで、町長に伺いたいのは、例えば町場、都市部での、その環境税入ってきても使い道に大変だという、そういう例も聞いてます。そこで、今回のようなこういった危険な支障木のようなものも切れるように制度を変えてほしいという、そういう要望も必要だと思われまして、町長はそういった必要性は感じるかどうか伺いたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、ちょっと視点が違うなと思っているのは、いわゆるレアケースのような今のお話ではなくて、前段の部分は、私、そうだと思います。要するに、都市部において、森林環境税が入ってきて、実際問題としてどういうふうにするかということで、なかなか使えないという自治体もあるというのは、これは我々知っております。

したがって、本来、森林の面積が大きいところに、人口規模じゃなくて森林規模の大きいところに傾斜配分をするということについては、以前からこれはお話をしておりますので、そういうことの中でお話ししておりますが、ただ、今最初の前段でお話ししたように、支障木どうのこうのという話というのは、国としてそういう部分までの細部にわたってのは、国ではもう決めませんので、大局的にどうするかということの判断ということになるかと思

います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、大局的な判断ということで、町長もそういった形の中で、でき得るならば速やかに、伐採できるものなら伐採して、安全を確保していただきたいと思います。

そこで伺いたいのは、県の管理ということで答弁いただきましたが、あななるまで県への対応を、何ですか、仰ぐ必要性がもっと早くあったんじゃないかと思います。そこで県管理とはいえ、河川周辺の安全性を確保することがより大切だったと思います。県だからということではなく、県に対して、まあ、申し伝えたということですから、緊急的な対応をしてもらうよう再度指摘させていただきます。緊急的な対応をしていただけるかどうかの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当課から県のほうには御連絡をしておりますので、現地のほうは多分、既にもう御確認をいただいて、対策のほうを今、どうするか検討していただいているものというふうに認識をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、速やかな対応を期待いたしまして、1問目の質問を終わりといたします。

続いて、引き続き2問目の質問に移らせていただきます。

質問件名、学校図書館の現状と充実について。

質問の相手、教育長。

町内の小中学校において、学校図書における充実をしていく場合に、ちょうど平成28年11月に文科省より通知されました「学校図書館の整備充実について」と、それと同時に示された「学校図書館ガイドライン」を少し参照させていただきながら、図書資料、新聞等の購入状況、蔵書の状況、利用状況及び開館時間、そしてあと図書室登校の可能性について、あとはタブレット導入をはじめ、文科省でも対応の指針を進めている対話型AIの出現とともに、教育現場におけるデジタル化の流れの中で、学校図書の重要性について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、今野雄紀議員の2件目の御質問、学校図書館の現状と充実についてお答えいたします。

まず、御質問の1点目、図書資料の購入等についてであります。学校図書館は、児童生徒

の読書活動や児童生徒への読書指導の場である読書センターとしての機能と、児童生徒の学習活動の支援や、授業の内容を豊かにし、その理解を深める学習センターとしての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童生徒の情報の収集、選択、活用能力を育成する情報センターとしての機能を有しております。

このため、各学校では、特色ある学校図書館づくりを推進するための図書選定が、組織的、計画的に行われているところであります。昨年度は、小中学校合わせて579冊を購入しており、本年3月末日現在の蔵書数につきましては、合計でおよそ6万3,000冊となっております。

次に、御質問の2点目、利用状況等についてであります。利用状況の把握につきましては、これを定量的に把握することは困難であります。貸出し図書数を申し上げますと、昨年度は小学校でおよそ1万5,000冊、中学校ではおよそ400冊となっております。

また、各学校の図書館の開館時間につきましては、学校でのばらつきがあるものの、業間や昼休み時間等を開館しているところであります。

次に、御質問の3点目、図書室登校の可能性についてであります。結論から申し上げますと、その可能性は極めて低いと言わざるを得ません。その理由といたしましては、図書室にはカウンセリングの役割を担う先生がいないこと、休み時間などにほかの児童生徒が図書館を利用することがあります。

不登校の根本的な原因は、その多くが人間関係や体調の悪化、病気などであり、ほかの児童生徒と会う可能性があり、かつ、保健室のように休養するための場所ではないことから、繰り返しになります。現時点において図書室登校については考えておりません。

最後に、御質問の4点目、デジタル化を踏まえた学校図書の重要性についてであります。学校図書館は、児童生徒の興味、関心等に応じて、自発的、主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場であることから、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、とても重要であると認識しております。

また、デジタル化につきましては、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見し、自分の考えを形成するために必要な能力である情報活用能力を位置づけております。

このようなことから、デジタル化の進展と学校図書の重要性は、基本的に本質を異にするものであると考えますが、ICTを利活用する手段として電子図書等を活用することは、一定の意義があるものと考えるところであります。

しかしながら、これを実現するためには、多額の費用を要するものでありますことから、こ

れまでどおり蔵書の充実化を図り、児童生徒の学習意欲の向上等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいま教育長より、詳しく答弁いただきました。

そこで、順を追ってというよりも、これから質問させていただきたいと思います。

そこで、先ほど私申し上げたように、平成28年の11月に「学校図書館の整備充実について」という通知が文科省からあったわけなんですけれども、そこにおいて学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開、児童生徒の健全な教養を育成する目的の設備であるとうたっています。

それと同時に、「学校図書館ガイドライン」ということでやや詳しくあるわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、教育委員会や学校にとって参考になるよう、学校図書館の運営上、望ましい在り方を示したのがガイドラインだというふううたっています。そこで教育委員会として学校が、学校図書館の利用の支援充実に向けた施策が重要だと言っています。そこで、先ほど町長答弁あった、購入579冊、そして蔵書が6万3,000冊という、そういう答弁ありました。そこで、図書標準は達成されているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 小学校におきましては、全ての学校で達成されております。中学校においては、1校、その図書標準に達成をしていない学校がございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今答弁あったように、小学校では全部達しているという、そういう答弁ありました。

そこで、中学校、まだ1校到達していないということですが、今後の、まあ、すぐにというわけではないんですけれども、徐々に解消していくような手だてというか、そういったことは考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） まず、大きな原因としましては、購入する図書と廃棄処分をする図書というのがございまして、この廃棄処分をする数が多くなると蔵書は少なくなってくるという仕組みでございます。令和になってから、この図書標準について、しっかり学校さんのほうにもお話をして、廃棄するときにはそれ相応のものを廃棄ということで、どんどん蔵書を増やしてほしいということで、平成の時代には70%ほどでしたが、現在では80%を超える達

成率となっているところでございます。

また、学校においては、いわゆる図書目録台帳に記載している数とその図書標準なんですが、いわゆるいろいろな方々から頂戴する本につきましては、その台帳に記載しないことが多いので、その冊数、現在ではその頂いた本を足すと図書標準に達成していると思われる冊数でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 徐々に解消していただきたいと思います。

そこで、次に伺いたいのは、たしか学級数11学級以上、以下、以上……、以上には、学校の司書でしたっけ、そういったやつのが義務づけられていましたけれども、当町では御覧のように児童数が減少している中で、学校司書の存在というんですか、勤務はあるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校においては、司書教諭という資格がある場合、この司書教諭という立場で仕事をする場合がございます。お話があったとおり、12学級以上の学校には司書教諭というのを配置しなければならないことになっておりますが、南三陸町においては12学級を超える学校はございませんので、一応、配置する必要はないというか、明確に出す必要はないんですけれども、現在、町内において司書教諭の資格を持っている先生は5名おります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、5名ということで、分かりました。

そこで、次に伺いたいのは、学校における取組ということで、学校においては、校長のリーダーシップの下、適切な運営、利活用、充実に向けた取組が重要だという、そういうふうなうたわれています。そこで、当町における校長のリーダーシップは十分か、十分という質問もあれなんですけれども、どのような形で取り組まれているのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それぞれの学校において、学校長におかれましては、適切に判断をして学校教育活動が行われていると思っております。

また、この図書館教育といいますか、図書室の利用につきましては、各学校の実態に応じますが、特別教室という位置づけで、もう割当てを決めてふだんの授業から取り組んでいる学校もあれば、委員会活動を活性化をして、朝あるいは業前、業間に児童生徒の委員会活動で開放している場合があり、適切に行われているものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、教育長より、適切に行われているという、そういう答弁ありました。

そこで、ちょっと伺いたいのは、現在、町内の小中学校における校長先生というのは、比較的定年間近の校長が赴任していることが多いと見受けられますけれども、そういった中で、こういった学校図書館における取組というのは十分、まあ、十分という表現もあれなんですけれども、確実なものになるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 校長という立場でございますので、しっかりとした知見が必要でありますし、経験も必要ですから、どうしても年齢層は高くなるというのは否めないところではございます。

また、校長先生におかれましても、校長になったから、以上、終了ということではございませんので、それぞれ研修会もございますし、月に1度の町内の校長会議とか管内の校長会議、あるいは県での校長会議等々で、それこそ最新の教育情報を身につけるように研修を深めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいま教育長より、研修をして深めているという、そういう答弁ありました。

そこで、私は学校の現場をあまり知らずにこういった質問をしているわけなんですけれども、やはり希望といたしますか、願え得るならば、定年を控えた校長先生に、定年までの最後の踏ん張りではないんですけれども、そういった思いを持っているいろいろな新しいような取組にも取り組んでいただきたいという、そういう思いがありますけれども、そういったことに関しても十分可能なのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 校長先生方の思いを持って、児童生徒の健全育成、学力向上、生徒指導の充実を図っているところでございます。それぞれの校長先生には、やはりどうしても得意分野とか長い間携わっている様々な分野がございますので、ここで学校図書館という話の分野の中では、それを得意とする校長先生もいらっしゃいますし、また別な分野を得意とする校長先生もいらっしゃいますので、ここでは様々な切り口によって、学校はどの学校も健全育成に努めているとお話をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野議員、ちょっと、言葉遣いに気をつけてちょっと話して、話すよ

うに気をつけてください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、なるべく気をつけながら、次、質問を続けさせていただきたいと思います。

そこで、次に伺いたいのは、こういったガイドラインの中で評価という、そういう項目も結構見受けられます。例えば、運営改善のため、今はないんですけども、教育長の後ろに座られた調整監などが、P D C Aサイクルという、そういう言葉をよく使われていました。そこで、運営改善のため、P D C Aサイクルの中で、読書活動などの状況を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として、運営の改善を図ることも重要だというふうにガイドラインにはうたわれてます。学校関係者評価の一環として、外部の視点、昨今、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たっては学校運営協議会の活用も考えられるのではないかと、そういうことも述べられています。

そこで、今回、学校評議員が廃止になるわけですけども、それに対して、この学校運営協議会でもこのような、こまいことかもしれませんが、評価等を仰ぐ必要もあると思われませんが、そこを伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 指導と評価の一体化というのが、学校現場で言われております。どこでもそうだと思いますけれども、やはり指導があれば、それに対する評価もあるし、評価を受けて今後どのように指導していくかというのが、その指導と評価の一体化というところでございます。

こういった図書館、図書室、読書活動の指導に対しても、やはり指導をしておりますので、評価というのはつきものでございます。その評価については、学期ごとの学校内での評価、さらには保護者からの評価、そして先ほどお話がございましたけれども、学校運営協議会の委員の皆様からの評価などを受けております。学校で行われている細かな部分については学校教員の中で行っていきませんが、大きなところについては、評価を保護者からも、運営委員会からもいただいでいくところでございます。

各学校の教育方針の中に、読書活動の推進であったり、あるいは家庭に帰っても本読みをしっかりしていると思われるパーセンテージが85%を目標としていますなど、学校の運営の中に読書活動というのは大きなウエートを占めておりますので、各学校において、それらの評価を受けて指導しておりますので、P D C Aサイクルは読書活動においても行われていると思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういった評価ということで、分かりました。

そこで、もうちょっと先の質問と考えていたんですけれども、先ほど教育長の答弁の中に、家庭での本読みという、ただいま答弁ありました。

そこで、私、今回この質問に際して、いろいろな事情があったんですけれども、急遽、町内の学校の図書室を見せていただきました。その際に話を伺う中で、確かに私、こういった学校図書の質問をしていますけれども、今の時代の子供たちは、家庭での本読みの時間というのは、かなり忙しく、学校終わってから習い事とかスポ少とかでとにかく忙しい状況だという、そういうことを知りました。

そこで、先ほど教育長答弁あった、家庭での本読みということは重要だと思われませんが、そういった忙しさの中での位置づけの重要性みたいなものを再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 家庭学習での読書活動というのは、もちろん学校内での読書活動と同じように大切なことでありますが、家庭に帰っていくと、自分の宿題以外は自分の好きな自主的な学習というのをしているわけで、子供の興味に合った形での、本読みであったり、あるいは学びであったり、習い事とかをしているところでございます。

読書活動というところでは、南三陸町の図書館の利用という学校以外の施設での図書利用については、おおよそ30%くらいの、全体の図書館利用の30%ほどが小中学生が図書館を利用して本を借りたりしております。実際のところ、その割合というのは年によって若干変わるんですけれども、現在のところはおおよそ30%の利用を子供たちがしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体そういったことで、分かりました。

そこで、次に伺いたいのは、学校図書の購入予算について伺いたいと思います。さきの答弁で冊数等は伺ったんですけれども、各地区の学校を回っていて、図書室に足長おじさんの、春・秋、寄附があると、そういうふうに聞きました。そこでその寄附の金額も聞いたんですけれども、そういった寄附のある地区とそうでない地区との図書購入費の整合性というんですか、そういったやつは保たれているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 整合性につきましては、学校の判断というところになってしまいます。

それぞれ、本当にこの未曾有の災害があって、各地からの支援という形で多くの教育図書を頂戴することになり、それが引き続きずっとつながっている学校さんもあれば、地域内の篤志家さんのほうからの寄附を頂戴している学校さんもあります。そういった中で、どれくらい図書の冊数が必要なのかというのは、学校判断というところになります。

先ほどお話ししたとおりの冊数は、それぞれの学校全て同じ数の積み重ねではなく、若干の多い少ないはある形ではございますが、毎年図書の購入をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 整合性という形でやんわりとお聞きしたんですけれども、ただいま教育長答弁あった学校判断という、そういう答弁ですけれども、購入図書の各学校への配分というんですか、それはどういった形になっているのか。例えば、児童生徒数割で配分になるのか、それともリクエストの多いところに多く配分するのか、その辺伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 学校図書の予算の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど教育長お話ししましたように、学校図書も含めまして各校で使う各予算につきましては、基本、学校から需要を聞きまして、それで担当課のほうでヒアリングをしまして、予算要求をしましてというところに手続上なっています。それで、議会で承認をいただいて、決定したならば学校配当ということになっておりますので、基本的には学校からの需要に基づく配当ということにさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今答弁あったんですけれども、学校の需要ということで、そういう答弁ありました。ということは、寄附を頂いた分で賄えれば、その分需要が少なくなって、要求も少なくなるという、そういう解釈でよろしいのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 寄附の図書も含めまして、その翌年度に図書をどれくらい購入するかというのも、学校のほうで先生方が話し合っって計画を立てる、購入計画を立てているということになりますので、寄附される冊数が多いから購入する予算が少ないとかと、そういうことにはなり得ません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。そういった寄附の有無によって、学校間への配分が変わ

るという、そういうことではないということ再度確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） すみません、説明不足で申し訳ありません。何度も申し訳ありません。はい、そうです。寄附の中で、その学年に応じた図書は、やっぱりここは翌年度購入したほうがいいのではないかとかそういうことにもなるわけなので、学校のほうでやはり必要と思われる予算措置については予算を要求していただいて、それであとはこちらのほうでヒアリングなりをしまして、要求をしまして、お認めいただいたら学校配当という、そういうことにしております。繰り返して申し訳ありません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 次、質問事項にもあった新聞の活用について伺いたいと思います。

選挙権年齢の引下げに伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましいとガイドラインにもうたわれていますけれども、当町においては、図書室に新聞の配備というんですか、そういったことはなされているのかと、また、その必要性について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 現時点では、それぞれ小中学校で新聞を購入しているという例はございません。

また、今、今野議員さんお話ししたとおり、新聞を教育に生かすというのはとても大切なことだと思っております。図書館のほうで新聞は購入しておりませんが、教育の中ではこの新聞という中で、ニュースであったり、記事であったり、そういうものを取り組んでいる、取組を各学校でしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 各学校で取り入れているということですが、現在、新聞も1部3,000円前後なので、年間通したら大変な金額になると思います。でも、今後、こういった何らかの形で活用していくことも大切だと思われまますので、今後、配備しなくとも、教育に活用していただきたいと思います。

そこで、次に伺いたいのは、デジタル教材について伺いたいと思います。小中学校の英語を含め、外国語教育における音声の教材、理科などの教科において動画など、教育課程の展開

に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実することが望ましいとガイドラインにもうたっていますが、そこでタブレット端末が導入になっているわけですけれども、そういったものの活用を含め、どのような考えなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） やっぱり世の中は、デジタル社会の流れというのは本当に急速です。令和に入ってからこのGIGAスクール構想については、一気に日本国中、小中高の子供たちが現在ではタブレットを1人1台持っているというのは、本当に驚くべき速さで子供たちの手元に届いております。また、授業の中でも、本当に毎時間のようにタブレットを使ったり、電子黒板を使ったり、授業を進めているところでございます。

ですので、そういったデジタル化されたタブレットの活用については、今後も活用していきながら、情報活用能力であったり、その中に入る言語能力であったり、文章表現力等々も、そういったデジタル化の中で子供たちを育てていきたいと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういったことで育てていくということで、分かりました。

そこで、デジタル化で伺いたいのは、学校を回っているときにどこかの校長先生が、図書館の会議で、デジタルブックですか、デジタル化の議題も上がったという、そういうお話を聞きました。そこで、私、先ほど昼休みに図書館に寄って聞いたらちょっと分かりづらかったものですから、当町としては、リアルの本も大切なんでしょうけれども、今後、デジタルブックへの導入のこの可能性というか、必要性みたいなものが動き出しているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） デジタル図書というのも、本当に日本国中、世界中、様々な取組をしていると思います。図書館というのも、いわゆる学校以外にある図書館とか図書室というものと、学校にある図書室、図書館ではちょっとニュアンスが異なっていて、そもそも子供たちは学校に来ておりますので、学校の図書館を利用して、活字の何か、いわゆる紙ベースで本を読んでいくということは、私は至極当然のことではないのかなと思っております。

また、学校以外の、いわゆる一般社会人というか、小さい子から年齢の高いお年寄りまでが、じゃあ図書館のほうに足を運んでいけるかという、難しい方もいらっしゃるれば、タブレットだとかスマホなどを持っているのであれば、そこから電子図書という形を取って、そのスマホで本を読むというのも、それも一つの方法ではないのかなと思っております。

総じて言えば、学校図書館の中では、現在のところではそういった電子図書については、私は導入についてはちょっとまだ、まだまだではないかなと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、そういったことで、デジタルブックについては、もう少し先だということ、分かりました。

そこで、先ほど聞いたかどうかあれなんですけれども、図書室登校についてなんですけれども、昨今、今朝の新聞にもあったようにサポートルーム的な活用もと私思ったんですが、そういった件に関して、やはり教育長、人の目があるところだと落ち着かないんじゃないかという、そういう答弁ありました。

やはり、私、ラジオを結構聞いているんですけれども、いろいろな、かつて不登校なりそういった方たちだったという方の中に、まあ、都市部なんでしょう、田舎かどっちかちょっと分からないんですが、図書館で過ごしたという、そういう話をより多く聞きます。そういったことから、昔は保健室での登校ということあったんですが、少し現在の図書室を、改装するというわけではないんですけれども、少し趣を変えれば十分活用できると思うんですが、そこを再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 不登校関係であったり、学校を渋ってしまうとか、あるいは学校に来ているけれども教室には入れないという、本当にたくさんの子供たちがいるわけですので、たくさん、様々なお子さんもいらっしゃるの事実でございます。そういったときに、学校でどこでだったら勉強ができるとか、どこにいれば心が落ち着くということになりますので、その子、その子によって違いはあると思いますが、総じてというところで先ほどお話ししたとおり、どうしても学級に入れない子は友達の間とか人の目というのを避ける傾向がございますので、学校の図書館、図書室というのは、もう不特定多数がいつ勉強でやってくるのか、休み時間にわっと来るのかということを見ると、別室とするとはかなり厳しいところがあります。

ただ、一時的というか、急に今日……といったときに、どこがいいといったらそこでということもあり得ると思いますが、現実問題とすると、長期にわたっていく場合にはそれ相応の環境が必要なので、できるだけ一人になりやすいところ、さらにはそこに付添いをする先生が付き添える場所、さらには多くは、子供が登下校、出入りする、おうちの人たちが送り迎えを考えると、1階の教室であったり、友達がなかなか来ないような校舎の少し隅の

ほうとか、そういうところの空き教室などで過ごすというところがございます。もちろん、保健室、図書室も、まあ、そうだと思いますが、その子に応じていきたいと思います。

また、今野議員がお話ししたとおり、図書室を一人で人の目を気にしないで学べる場所になるような環境にする、パーティションをつけるとか、あるいは入り口を微妙に変えるなどの方法によって子供たちの目から避ける方法が取れば、そこも、この不登校、別室登校のお子さんの学びの場になるものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、4番目の教育現場におけるデジタル化の流れの中で、学校図書の重要性についてということで伺いたいと思います。

昨今、私、先ほど冒頭申し上げましたように、対話型のAIが、私、以前議会で聞いたときは皆さん御存じなかったようではございますけれども、今の段階ですと多分、全員の方が認識していると思います。

そこで、そういったものが出てきて、文科省でも今対応の指針を、いつまでだか、何か検討しているという、そういう状況の中で、やはり時代を戻るというわけではないんですけれども、そういったものができたことによって、逆にリアルな図書というのが重要になってくると私は思います。その点に関して、教育長、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今、本当に世界を席卷しているという、生成AI、チャットGPTに関してですが、いわゆる何を調べたいかという言葉を入力すると、瞬時に答えが返ってくる。さらにはその答えを、大学生風とか、小学生風とか、そういうある程度の限定をするとそれなりの文章で返ってくるというようなお話もあって、すばらしいというのか、いやいや、怖いというのか、これはこれからの時代が決めていくことだと思うんですが、現時点で言えることについては、まず、子供たちの学びの一番大切なのは、主体的な学びというところです。子供たちが自ら学んでいくといったときに、それは答えを出すための学びではなく、その答えを出すための道筋を大切にしている学びを学校では取り組んでいます。そういった主体性がなければ、その学びの途中で新たな疑問が生まれたときに、さらに深く突っ込んでいくとか、あるいは別の方法を考えるとか、そういう学びを大切にしておりますので、一発で答えが出てくることというのは、なかなか学校現場では難しいのではないのかなと思います。

ただ、出てきたものについて、「これはどういうことですか」といったざっと出てきたものが、これ本当なのかなとか、えっ、これってちょっと偽りがあるんじゃないかとかという部

分で、批判的な思考を学びに取り入れるという方法はあるかと思います。

いずれにしても、学校現場としましては、今年の夏に文部科学省から、その生成A I の取組についての指針というかガイドラインが示されるということですので、それを見て判断をしていながら、そういったA I をどう学校で活用していくかを考えていかなければならないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、そういったA I に対する対処を考えているということで、分かりました。

そこで、今回こういった学校図書的一般質問なんですけれども、例えば音楽業界等に例えると、以前はCDがほとんどだったんですけれども、昨今、LPレコードがそれを逆転したという、そういう流れもあります。そこでやはりこういったシンギュラリティーの世界がもう始まって、こういったデジタルの中で、先ほど教育長言った主体的な学び方へ、そういったものをしていく上で、A I も大切なんだろうけれども、逆に、時代を逆行するわけではないんですが、こういったリアルの本等もこれからますます大切になっていくんじゃないかという、私、これ、勝手な個人の思い込みなんですけれども、そういった中での質問でした。

最後、教育長にお願いしたいのは、そういったデジタル化の流れと、あと昔ながらのリアルの本、例えば質問の途中でデジタルブックの話もしましたけれども、A I ってこのデジタルブックを読むのに何秒かかるんだろうかなどという、そういう想像をしながらこういった質問をしているわけなんですけれども、そこで再度、このリアルの本の大切なようなものを今後とも認識していけるのかどうか、教育長に伺って、質問の終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） やはり、デジタルのよさというのはあります。もう瞬時にしてということですし、データ、様々なデータをデータベース化をしておく、それを全部コンピューターがすかっと出していく。私にはもう、とうに及びませんし、もう人間の能力をはるかに超えているものだと思っております。ただ、そういったA I をつくったのは紛れもなく人間であるということを考えると、A I には負けていられないなというところでもございます。

今必要なのは、やっぱりA I として、いわゆるデジタルとしていい利点、利点についてはもちろんやっていきますが、アナログのよさというのものもあるわけで、遠回りかもしれないし、時間がかかってしまうかもしれないですが、遠回りがまたいいし、時間がかかることがまたいいわけです。やっぱり特に教育については、これから将来、高校、大学、大人になって

様々な社会に飛び出していったときに、さらには新たなまちをつくる、新たな組織をつくる、約束事をつくっていく、本当にこれからは想像力が必要になっていく、そういった場合には、すぐに正解を求めるのではなくて、正解に近づくための方法を学び取っていくには、アナログとデジタルを両方上手に活用していくべきではないのかなと思いますので、今後も学校教育の中では、そういったデジタルとアナログを使い分けつつ、進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時24分 延会